

(2) 県営造成施設・団体営造成施設の適切かつ効果的なストックマネジメントの推進

勸告	説明図表番号
<p><b>ア 県営造成施設・団体営造成施設のストックマネジメントの取組の推進</b></p> <p><b>【制度の概要】</b></p> <p><b>(ストックマネジメントの取組に関する国の目標設定状況)</b></p> <p>上記のとおり、農業水利施設のストックマネジメントの取組を一層推進するため、「土地改良長期計画」(平成 24 年 3 月 30 日閣議決定)では、目指す主な成果として、受益面積が 100 ha以上の農業水利施設について機能診断済みの割合(再建設費ベース)を、平成 22 年度の約 4 割から 28 年度に約 7 割とすることが掲げられており、農林水産省は、この対象には県営造成施設及び団体営造成施設も含まれると解している。なお、土地改良長期計画では、県営造成施設及び団体営造成施設の機能保全計画の策定率(再建設費ベース)についての目標は定められていない。</p> <p>一方、下記のとおり、農林水産省が県営造成施設及び団体営造成施設のストックマネジメントを推進するために創設している各種事業は、機能保全計画の策定(これに必要な機能診断を含む。)に要する経費を助成するものとなっている。このため、これら施設の機能保全計画の策定率は、機能診断実施率とほぼ等しくなるものと推定される。</p> <p>農林水産省では、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価の取組(事前分析表)の中で、施策「農業水利施設の戦略的な保全管理」の達成すべき目標(測定指標)として、「基幹的農業用排水施設の機能診断済み割合(再建設費ベース)」を平成 28 年度までに約 7 割とし、その設定根拠を、「国営造成施設の 9 割、県営造成施設の 5 割で機能診断を了すること(後略)」としている。ただし、団体営造成施設については設定していない。</p> <p>なお、当該施策の達成すべき目標(測定指標)は、上記の機能診断済み割合のみで、機能保全計画の策定率や機能保全計画に基づく機能保全対策の実施率などは設定されていない。</p> <p><b>(県営造成施設のストックマネジメントの取組に関する事業)</b></p> <p>農林水産省は、県営造成施設のストックマネジメントの取組を推進する観点から、平成 14 年度以降、各種助成事業を整備している。</p> <p>具体的には、平成 14 年度に「農業水利施設保全対策事業」を創設して以降、事業の組替えを経つつ、25 年度現在、農山漁村地域整備交付金等の事業メニューである水利施設整備事業の中の「基幹水利施設保全型」等(注)により、取組を推進している。</p> <p>(注) 水利施設整備事業の中の「基幹水利施設保全型」は、農山漁村地域整備交付金、地域自主戦略交付金、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業及び特定地域振興生産基盤整備事業の事業メニューの一つである。</p> <p>以下、項目 1 (2)において用いる「基幹水利施設保全型」は、これらの事業の前身事業に当たる「基幹水利施設ストックマネジメント事業」及び「農業水利施設保全対策事業」を含む。</p> <p>なお、地域自主戦略交付金は、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成 25 年 1 月 11 日閣議決定)を踏まえ、平成 25 年度に廃止され、各省庁の交付金等に移行することとされている。</p> <p>基幹水利施設保全型では、都道府県が事業実施主体となり、i) 県営造成施設に関する機能保全計画の策定(機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。)</p>	<p>表 1-(2)-ア-①</p>

及び ii) 機能保全計画に基づく対策工事の実施について国の助成を受けることが可能となっている。

基幹水利施設保全型により機能診断等を行う場合には、都道府県が「基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針」（以下「基幹水利施設保全型実施方針」という。）を策定し、機能保全計画の策定を行おうとする県営造成施設を対象施設として位置付けなければならない。

事業実施要領（取扱い）（注）では、基幹水利施設保全型実施方針に、事業実施期間、対象施設の選定基準、対象施設一覧、事業の進め方等の内容を盛り込むこととされている。また、事業実施要領（運用）（注）では、事業実施期間内に、基幹水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けられた施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定することとされている。

（注） 以下、項目 1 (2)において用いる次の用語の意味は、それぞれ次に掲げるとおりである。

- ・ 事業実施要領（運用）  
農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生蓄第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知） 要領別紙（番号 4 水利施設整備事業に係る運用）等
- ・ 事業実施要領（取扱い）  
農山漁村地域整備交付金実施要領 要領別紙（番号 5 水利施設整備事業に係る取扱い）等

#### （団体営造成施設のストックマネジメントの取組に関する事業）

農林水産省は、団体営造成施設のストックマネジメントの取組を推進する観点から、平成 20 年度以降、各種助成事業を整備している。

具体的には、平成 20 年度に「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」を創設した後、23 年度以降は、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金の事業メニューである水利施設整備事業の中の「地域農業水利施設保全型」（注）により、取組を推進している。

地域農業水利施設保全型では、 i) 団体営造成施設等に関する機能保全計画の作成（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）及び ii) 機能保全計画に基づく対策工事の実施について、国の助成を受けることが可能となっている。

地域農業水利施設保全型により機能診断等を行う場合には、都道府県が「地域農業水利施設保全対策実施方針」（以下「地域農業水利施設保全型実施方針」という。）を策定し、事業対象とする団体営造成施設を対象施設として位置付けなければならない。

事業実施要領（取扱い）では、地域農業水利施設保全型実施方針に、対象期間、対象施設の選定に当たっての基本的考え方、対象施設一覧、事後保全に関する実施方針等の内容を盛り込むこととされている。

（注） 水利施設整備事業の中の「地域農業水利施設保全型」は、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金の事業メニューの一つである。

以下、項目 1 (2)において用いる「地域農業水利施設保全型」は、これらの事業の前身事業に当たる「地域農業水利施設ストックマネジメント事業」を含む。

#### 【調査結果】

##### （7）ストックマネジメントの取組方針策定の一層の支援

都道府県における基幹水利施設保全型実施方針及び地域農業水利施設保全型実施方針の平成 24 年 8 月現在の策定状況を調査したところ、以下のような状況となって

表 1-(2)-ア-①  
(再掲)

おり、ストックマネジメントの取組が低調となっている都道府県がみられた。

**a 県営造成施設のストックマネジメントの取組方針**

- ① 調査対象とした 19 道府県（注）のうち、基幹水利施設保全型実施方針を策定しておらず、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていないものが 1 県（広島県）みられた。

表 1-(2)-ア-②

同県は、その理由について、県営造成施設のストックマネジメントについては、施設管理者である市町や土地改良区の要望に基づき実施されるものであり、県として実施すべき施設はないと考えているためとしている。

しかし、同県内には、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設 34 施設のうち耐用年数を超過しているものが 10 施設みられることなどから、ストックマネジメントの取組を行うことが必要であると考えられる。

（注）北海道、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、愛知県、石川県、三重県、奈良県、京都府、広島県、島根県、岡山県、福岡県、大分県及び宮崎県の計 19 道府県。以下「調査した 19 道府県」という。

- ② 調査した 19 道府県のうち、基幹水利施設保全型実施方針を策定している 18 道府県について、その内容を調査したところ、次のような状況がみられた。

- i) 基幹水利施設保全型実施方針の対象施設数が少なく、施設数ベースで、平成 28 年度までには、県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の 5 割に満たないとみられるものが 10 道県（北海道、宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、山梨県、愛知県、三重県、奈良県及び岡山県）あった。

表 1-(2)-ア-③

このうち、2 割にも満たないとみられるものが 5 道県（北海道、千葉県、山梨県、愛知県及び岡山県）あった。

- ii) 基幹水利施設保全型実施方針どおりに進捗していないものが 3 道府県（北海道、京都府及び宮崎県）あった。このうち、基幹水利施設保全型実施方針で定めた目標が達成されておらず、また、その対象施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定するという事業実施要領（運用）で定められた目標が達成されていないもの（北海道）があった。

表 1-(2)-ア-④

これらの道府県は、上記①及び②の理由として、i) スtockマネジメントの取組について施設管理者の理解が十分でないため、ii) 機能診断等を行う対象施設の選定に必要な情報の収集や整理に時間を要したため、iii) 予算的な制約があるためなどを挙げている。

表 1-(2)-ア-⑤

- ③ 基幹水利施設保全型実施方針を策定している 18 道府県では、その策定に当たり、施設管理者に対して、事業実施に係る要望や管理する施設の状況についての確認や調整を行っているとしている。

また、対象施設の選定基準としては、i) 施設の耐用年数や経過年数、ii) 受益面積、iii) 施設管理者や関係市町村の意向などを挙げているものが多くあり、その他各道府県の実情に合わせて、必要な基準を設けている状況となっていた。

<p>さらに 18 道府県の中には、機能診断等を行う対象施設の選定に当たって、優先度に客観性を持たせるため、次のような独自の取組を行っている例がみられた。</p> <p>i) 独自に「施設評価客観基準調書」を作成し、診断している例</p> <p>秋田県では、施設管理者と県担当者が連携・協力して当該調書に基づく診断を実施し、当該診断により算出された施設評価点に基づいて対象施設を選定している。</p> <p>このような取組の結果、適時に機能保全対策が実施されており、下記ウ①のような事例（注）は生じていない。</p> <p>ii) 独自に「農業水利施設管理マニュアル」を作成している例</p> <p>千葉県では、下記ウ①のような事例（注）が生じているなど、施設管理者におけるストックマネジメントの考え方の理解が十分でない状況がみられることなどから、当該マニュアルに基づいて施設管理者自らによる点検・一次診断の実施を推進する取組を試行的に始めている。今後、当該点検の結果に基づいて対象施設の選定に反映させていく予定であるとしている。</p> <p>（注） 機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全計画に基づく対策工事（機能保全対策）が実施されていない事例</p> <p>これらの取組は、機能診断等を行う対象施設の選定に当たって優先度に客観性を持たせるだけでなく、ストックマネジメントについての理解が必ずしも十分でない施設管理者に対しても、管理する施設を対象施設とする必要性や妥当性を客観的に説明することができ、機能診断等の実施の推進にも資するものと考えられる。</p>	<p>表 1-(2)-ア-⑥</p>
<p><b>b 団体営造成施設のストックマネジメントの取組方針</b></p> <p>① 調査した 19 道府県のうち、地域農業水利施設保全型実施方針を策定しておらず、団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていないものが 9 府県（宮城県、愛知県、石川県、奈良県、京都府、島根県、岡山県、福岡県及び宮崎県）みられた。</p> <p>しかし、これら 9 府県のいずれにおいても、県内に耐用年数を超過している受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設があり、特に、宮城県や愛知県では、耐用年数を超過している点施設の割合が 6 割を超えているにもかかわらず、取組が行われていなかった。</p> <p>地域農業水利施設保全型実施方針を策定していない 9 府県では、その理由について、i) 土地改良区や市町村等の施設管理者からの要望がないため、ii) 県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を優先しているためなどを挙げている。</p>	<p>表 1-(2)-ア-⑦</p>
<p>② 調査した 19 道府県のうち、地域農業水利施設保全型実施方針を策定している 10 道県（北海道、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、三重県、広島県及び大分県）についてその内容を調査したところ、次のような状況がみ</p>	<p>表 1-(2)-ア-⑧</p>

られた。

i) 対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は含まれておらず、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていないものが7道県（北海道、山形県、山梨県、長野県、三重県、広島県及び大分県）あった。

また、これら7道県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設 323 施設のうち耐用年数を超過しているものは計 144 施設あった。

ii) 対象施設数が少なく、施設数ベースで、平成 28 年度までには、県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の 1 割にも満たないとみられるものが3県（秋田県、埼玉県及び千葉県）あった。

これらの道県は、その理由について、上記 a ①及び②と同様に、施設管理者の理解が十分でないことなどを挙げている。

#### c. スtockマネジメントの取組の推進に関して国に求める支援

調査した地方公共団体、土地改良区及び都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）は、Stockマネジメントの取組の推進に関し、国に対する意見・要望や国に求める支援として、次のようなものを挙げており、この中には、Stockマネジメントの考え方が十分に浸透してはいないことがうかがわれる内容のものもみられた。

- ① 十分に稼働している施設に対して費用負担をしてまで補修等を行うことについて、土地改良区の組合員の合意を得ることが難しいことから、国においても説明会を開催するなどにより合意形成について支援を行ってほしい。
- ② Stockマネジメントに関する事業の啓発、研修会への補助、研修会の開催等を引き続き行ってほしい。
- ③ Stockマネジメントに関する事業における地元負担の割合を引き下げてほしい。

#### (イ) 土地改良長期計画等に定める目標の進捗状況

農林水産省は、毎年度、土地改良長期計画に掲げられた成果指標や事業量について実績把握調査を行い、各都道府県における受益面積が 100 ha以上の県営造成施設及び団体営造成施設の機能診断実施実績を把握している。

これによると、県営造成施設については、機能診断を実施したものの割合（再建設費ベース）は、平成 22 年度末時点で 28%、23 年度末時点で 32%となっており、その実績が 1 割に満たないものが約 3 割の都道府県でみられた。また、団体営造成施設については、機能診断を実施したものの割合（再建設費ベース）は、平成 22 年度末時点で 10%、23 年度末時点で 12%となっており、その実績が 1 割に満たないものが約 6 割の都道府県でみられた。

また、調査した 19 道府県内では、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設 809 施設のうち耐用年数を超過している施設が計 389 施設みられた。しかし、機能診断の実施及び機能保全計画の策定が行われているのは計 7 施設（注）にとどまっていた。

表 1-(2)-ア-⑦  
(再掲)

表 1-(2)-ア-⑧  
(再掲)

表 1-(2)-ア-⑤  
(再掲)

表 1-(2)-ア-⑨

(注) 頭首工等の点施設に加え、水路等の線施設についても1路線1施設として計上した数を合計したもの。

## イ 適切な機能診断の実施及び機能保全計画の策定の徹底

### 【制度の概要】

県営造成施設の機能診断については、国営造成施設と同様、上記の「農業水利施設の機能保全の手引き」に即して実施されている。

機能保全計画については、基幹水利施設保全型の事業実施要領（取扱い）において、機能保全計画には、i) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果、ii) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果、iii) 劣化原因究明のための構造物の監視並びにiv) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）の事項について定めることとされている。

また、事業実施要領（取扱い）の別記様式において、機能保全計画の目次は、①施設現況調査（i 事業の状況、ii 施設管理状況及び課題）、②施設機能診断（i 施設機能診断調査、ii 施設機能診断評価）、③対策工事（i 対策工法、ii 対策時期、iii 機能保全コスト算定、iv 施設機能監視計画）とすることとされている。

### 【調査結果】

平成23年度末までに県営造成施設の機能保全計画を策定している17道府県（注）について、機能診断結果及び機能保全計画の内容を調査したところ、以下のとおり、機能診断結果及び機能保全計画の内容に疑問があるなど不適切な状況がみられた。

（注）北海道、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、長野県、愛知県、石川県、三重県、奈良県、京都府、島根県、岡山県、福岡県、大分県及び宮崎県の計17道府県。以下「調査した17道府県」という。

なお、これら17道府県内に所在する受益面積が100ha以上の県営造成施設のうち、平成23年度末時点で、機能診断が実施されているものは806施設、機能保全計画が策定されているものは758施設となっている。これらは、頭首工等の点施設に加え、水路等の線施設についても1路線1施設として計上した数を合計したものである。

### (7) 機能診断

調査した17道府県が平成19年度から23年度までに策定した84件の機能保全計画を抽出し、当該計画に係る機能診断結果をみたところ、

i) 頭首工の堰柱について、現地調査票では、欠損・損傷が部分的にみられるとされているながら、当該箇所の健全性に係る施設状態評価表では、健全度がS-4（要観察の段階）と評価されている。現地調査が正しいとすれば、本来、健全度はS-3（補修又は補強を要する段階）となるはずであり、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

ii) 水路について、現地調査票では、変形はみられないとされていることから、これが正しいとすれば、本来、健全度はS-5（対策不要）となるはずであるが、当該箇所の健全性に係る施設状態評価表では、柵板（矢板）のずれ・欠損が部分的にみられるとして、健全度がS-3（補修又は補強を要する段階）と評価されており、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

iii) 揚水機場について、現地調査票では、建屋の目地の変状及び防水材の変状はみられないとされていることから、これが正しいとすれば、本来、健全度はS-5

表1-(1)-ア-③  
(再掲)

表1-(2)-ア-①  
(再掲)

表1-(2)-イ-①  
表1-(2)-イ-②

表1-(2)-イ-③

表1-(2)-イ-④

(対策不要)となるはずである。しかし、当該箇所の健全性に係る施設状態評価表では、建屋の目地の開きは局所的、防水材の捲り・剥離は局所的、漏水跡・滲出し・滴水がみられるとして、健全度がS-3(補修又は補強を要する段階)と評価されており、調査と評価が一致しておらず、いずれの信頼性にも疑問があるもの

など、機能診断結果に疑問があるものが12道府県(北海道、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、愛知県、三重県、京都府、島根県、福岡県、大分県及び宮崎県)において47計画あった。したがって、この結果に基づき策定された機能保全計画の正確性にも疑問がある。

また、機能診断で整理した現地調査の結果や施設状態の評価結果は、次回の機能診断を実施する際の基礎資料となり、各回の記録の比較を行うことにより、より精度の高い施設の劣化傾向・予測の分析が行われるものである。

このため、上記のように、現地調査の結果や施設状態の評価結果の正確性に疑問がある場合には、そもそも機能診断を継続的に実施したとしても、精度の高い劣化予測等を立てることは困難となり、ひいては機能診断の信頼性を損なうことになりかねない。

#### (イ) 機能保全計画

調査した17道府県が平成19年度から23年度までに策定した84件の機能保全計画を抽出し、当該計画の内容について調査したところ、次のような状況がみられた。

① 施設の管理水準の設定状況についてみたところ、機能保全計画策定業務を受託した事業者が作成した結果報告書の中に記載があるもの等は一部であったが、機能保全計画の中で、管理水準が具体的かつ明確に設定されているものはなかった。

施設の管理水準の設定は、ストックマネジメントの考え方の基本に位置するものであることから、機能保全計画を策定する際の作業で明らかにするだけでなく、施設管理者も理解できるよう、機能保全計画にも適切にこれを明記して、施設管理者と共有すべきものと考えられる。

② 調査した17道府県が策定した上記84件の機能保全計画の内容をみたところ、

i) 現地調査の結果に基づき評価した施設の健全度と機能保全計画に記載されている健全度とが一致していないもの

ii) 施設全体の機能保全コストの算定・比較が行われておらず、また、どのシナリオを選択したのかも不明となっているため、機能保全計画を見ても、対策工事の工法、対策時期等が不明となっているもの

iii) 事業実施要領(取扱い)で定められている「県営事業の状況」及び「施設管理状況及び課題」に相当する内容が盛り込まれていないもの

iv) 機能保全コストを現在価値化する際の計算に誤りがあるため、機能保全コスト算定結果に誤りがあるもの

など、機能保全計画の内容の正確性に疑問があるものが13道府県(北海道、宮城県、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、愛知県、石川県、三重県、奈良県、京都

表1-(2)-イ-⑤

表1-(2)-イ-⑥

府、大分県及び宮崎県)の52計画であった。

また、機能保全計画の冒頭に掲載されている総括表の内容に不適切な点があるものが、上記84計画のうち、5府県(山形県、千葉県、愛知県、奈良県及び京都府)の9計画であった。総括表は、その機能保全計画の内容を要約しており、これを見ることで計画の内容が理解できるよう作成されているにもかかわらず、不適切な点がみられたことは、機能保全計画の提供を受けた施設管理者が、その内容について誤った理解や不十分な理解をしてしまうことになりかねない。

ストックマネジメントの取組を効果的に進める上では、施設管理者の理解を得ることが必要不可欠であることから、機能保全計画について正確な内容を分かりやすく施設管理者に提供することが重要であると考えられる。

③ 基幹水利施設保全型の事業実施要領(取扱い)において、機能保全計画に盛り込むこととされている施設機能監視計画の作成状況について調査したところ、

i) 施設機能監視計画が作成されていないものが6県(宮城県、山形県、岡山県、福岡県、大分県及び宮崎県)において14計画

ii) 施設機能監視計画において、当該施設に係る今後の監視頻度、監視の留意事項、異常時の措置、次回予定診断時期等が記載されておらず、その内容が不十分なものが13道府県(北海道、秋田県、山形県、埼玉県、千葉県、長野県、石川県、三重県、奈良県、京都府、島根県、福岡県及び宮崎県)において42計画あるなど、施設機能監視計画が不適切となっているものが17道府県の56計画であった。

このように、劣化原因究明のための構造物の監視について記載されている施設機能監視計画が不適切な内容となっていることにより、当該施設に係る今後の監視頻度、監視の留意事項、異常時の措置、次回予定診断時期等が不明となり、機能診断等の結果を施設管理者による日常管理に効果的にいかすことができない状況となっている。

上記の原因としては、機能診断の実施業務及び機能保全計画の策定業務を都道府県自らが実施しているのはごく一部であり、大半が地方連合会等に外部発注を行っているが、その業務の過程において適切な指導を十分に実施できておらず、納品前に成果物の内容について十分な確認を行っていないことが考えられる。また、国において、機能保全計画について、統一的な様式、記載の要領等を定めておらず、各策定者の判断に委ねていることも原因と考えられる。

このため、国は、これまでの事業の実績を踏まえ、「農業水利施設の機能保全の手引き」等の各種マニュアルの充実や機能保全計画の策定事例の提供などを行うことにより、機能診断の実施及び機能保全計画の策定において、留意すべき点を示すことや参考となる技術的情報を提供するなどといった支援を行う必要がある。

#### (ウ) 機能診断の実施及び機能保全計画策定の取組に関して国に求める支援

調査した19道府県は、機能診断の実施及び機能保全計画策定の取組に関し、国に

表1-(2)-イ-⑦

表1-(2)-イ-⑧



に対する意見・要望や国に求める支援として、次のようなものなどを挙げている。

- ① 国が策定したマニュアルや手引きが示されているが、機能保全計画の策定事例を盛り込むなど、より分かりやすいものにしてほしい。
- ② 国において、発注に係る特記仕様書や施工管理基準（出来型管理・品質管理）について、参考となる手引きを示してほしい。

## ウ 機能保全対策の適時適切な実施の推進

### 【制度の概要】

機能保全計画に基づく機能保全対策の実施については、基幹水利施設保全型の事業実施要領（運用）において、i）既存施設を有効利用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること、ii）機能診断に基づく機能保全計画が策定されていることが事業の採択要件とされている。

表1-(2)-ア-①  
(再掲)

### 【調査結果】

平成24年8月現在の県営造成施設の機能保全対策の実施状況について調査したところ、以下のとおり、不適切な状況がみられた。

- ① 調査した19道府県のうち、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないものが9府県（山形県、千葉県、長野県、愛知県、京都府、島根県、福岡県、大分県及び宮崎県）において139施設みられた。これら139施設に係る機能診断及び機能保全計画策定に要した費用は2億6,764万円となっている。

表1-(2)-ウ-①

また、施設管理者等の関係者と合意形成を行っているとしているものの、対策時期を経過しているのに実際に機能保全対策が実施されていないものが一部みられた。

表1-(2)-ウ-②

機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないものがみられた9府県は、その理由について、i）不具合発生により、対策時期を前倒した施設との施工順位を入れ替えたため、ii）機能保全計画策定時に検討を行っていなかった環境調査を実施する必要性が生じたため、iii）施設管理者の財政的な制約があるためなどの事情を挙げている。

しかし、これら9府県の中には、i）策定された機能保全計画で示されている対策工法やシナリオについて、機能保全対策を実施する施設管理者が合意していない内容を取りまとめているもの、ii）機能保全対策の事業採択に当たっては、効果算定、土地改良法に定める手続等のために機能保全計画策定後、必ず2年程度の期間が必要であることから、そもそも機能保全計画どおりに機能保全対策を実施できないとしているものなどがみられた。

表1-(2)-ウ-③

- ② 調査した19道府県のうち、機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されているものなどが9道府県（北海道、秋田県、山形県、長野県、愛知県、京都府、岡山県、福岡県及び大分県）において23施設みられた。

表1-(2)-ウ-④

また、これら23施設のうち、機能保全計画で算定されているコストを上回る費用を要したものが7道府県（北海道、秋田県、山形県、京都府、岡山県、福岡県及び

大分県)において13施設みられた。

これら7道府県では、その理由について、i)機能保全対策の実施段階における詳細調査の結果、対策費用に変更が生じたため、ii)施設の不具合発生により、対策時期を前倒ししたため、iii)施設管理者の財政的な制約により、対策時期を後ろ倒ししたためなどの事情を挙げている。

しかし、その中には、機能保全計画策定段階では施設の受益者としてしか調整を行っていなかったために、機能保全対策の実施段階になって初めて施設周辺の地域住民との調整を行った結果、仮設計画に変更が生じ、機能保全計画の想定より多くの費用による機能保全対策が実施されたものがみられた。

上記の事例を踏まえ、機能保全計画の策定時、また、施設の監視期間を通じて、施設管理者や関係市町村等との連絡調整を着実にしておくことが円滑な機能保全対策の実施につながるものと考えられる。

### 【所見】

したがって、農林水産省は、県営造成施設及び団体営造成施設のストックマネジメントの適切かつ効果的な推進を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。

① 地方公共団体及び土地改良区に対して、ストックマネジメントの取組の必要性及び有効性について、説明会や研修等を積極的に開催して周知するとともに、先進的な取組事例を示すなど、ストックマネジメントの取組の推進が図られるよう必要な支援を行うこと。

② 都道府県に対して、適切な機能診断の実施及び機能保全計画の策定が図られるよう、指導・助言するとともに、これまでの各種事業の実績や当省の調査結果を踏まえ、「農業水利施設の機能保全の手引き」等の各種マニュアルの充実、機能保全計画の策定事例の提供などの必要な支援を行うこと。

また、都道府県に対して、当省の調査で指摘した機能診断における不適切な例及び機能保全計画における不適切な例については、適切なものに改めるとともに、正確な機能診断結果に基づく正確な機能保全計画を再度、施設管理者に提供するよう指導・助言すること。

さらに、都道府県に対して、これまで実施した機能診断及び機能保全計画の総点検及び必要な見直しを行うことについて、指導・助言すること。

③ 機能保全計画の策定時、また、施設の監視期間を通じて、当該施設管理者や機能保全対策を事業化した場合の費用負担が想定される関係市町村などとの調整を行うことを「農業水利施設の機能保全の手引き」において明確化するなど、都道府県に対して、必要な支援を行いつつ、機能保全計画及び施設の監視結果を踏まえた機能保全対策の適時かつ円滑な実施が図られるよう、指導・助言すること。

また、都道府県に対して、調整に際し関係者の意向を十分尊重するよう指導・助言すること。

表1-(2)-ウ-⑤

表 1-(2)-7-① 水利施設整備事業のうち基幹水利施設保全型及び地域農業水利施設保全型に係る要綱等  
(農山漁村地域整備交付金の例)(抜粋)

- 農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 農振第 2453 号農林水産事務次官依命通知)(抜粋)
- 第 2 農山漁村地域整備交付金の対象
- 1 交付対象事業
- (1) 本交付金は、農山漁村地域整備計画(以下「整備計画」という。)に基づく交付対象事業(以下「交付対象事業」という。)の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する。
- (2) 交付対象事業は、別紙 1 に掲げる事業とする。
- 2 事業実施主体及び要件
- (1) 事業実施主体
- 交付対象事業を実施する者(以下「事業実施主体」という。)は、都道府県、市町村、農林漁業団体等であって、交付対象事業毎に農林水産省農村振興局長、生産局長、林野庁長官及び水産庁長官(以下「農村振興局長等」という。)が別に定めるものとする。
- (2) 要件
- ア 沖縄県において実施するものを除く。
- イ 別紙 1 の 2 の効果促進事業については、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費に占める当該事業の総事業費の割合が 20/100 を目途とする。
- ウ イのほか、交付対象事業の実施要件は、農村振興局長等が別に定めるものとする。
- 3 (略)
- 別紙 1 交付対象事業
- 1 基幹事業
- (1) 農業農村基盤整備事業
- 知事が、地域における農業の振興方向、戦略作物(麦、大豆、飼料作物、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲、そば、なたね及び加工用米をいう。)の生産や耕地利用率等に係る営農目標、生産基盤整備の内容、営農支援の体制等を定めた営農目標推進整備計画を作成して行う以下の事業
- ア (略)
- イ 水利施設整備事業
- ウ～エ (略)
- (2)～(4) (略)
- 2 (略)
- 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 生畜第 2045 号・21 農振第 2454 号・21 林整計第 336 号・21 水港第 2724 号農林水産省生産局長、農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知)(抜粋)
- 第 2 交付対象事業毎の事業実施主体及び要件
- 1 交付対象事業
- 要綱第 2 の 2 の(1)及び(2)の農村振興局長等が別に定める交付対象事業毎の事業実施主体及び実施要件等については別紙 1 から別紙 13 までに定めるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金実施要領 要領別紙(番号 4 水利施設整備事業に係る運用)(抜粋)
- 第 1 事業の内容等
- 1 本事業の事業実施主体は、次に掲げるものとする。
- (1) 都道府県とする。
- (2) 別表の区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(2)及び(3)の事業については市町村に、区分の欄の 2 の事業の事業種類の欄の(1)のイの事業については、市町村、土地改良区又は農業協同組合のいずれかに、2 の(7)のイ及びウに定める事業については、市町村又は事業対象である施設を管理する者のいずれかにすることが出来るものとする。
- (3) 2 の(8)に定める事業を実施する場合にあっては、(1)及び(2)に関わらず、市町村又は事業対象である施設を管理する者、2 の(9)に定める事業を実施する場合にあっては、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の団体であって都道府県知事が適当と認める者とするものとする。
- 2 本事業は、以下に定めるものについて実施するものとする。
- (1)～(6) (略)
- (7) 基幹水利施設保全型
- ア 国営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「国営造成施設」という。)及び、都道府県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等(以下「都道府県営造成施設」という。)に関する機能保全計画の策定(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)
- イ 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施
- ウ (略)

(8) 地域農業水利施設保全型

ア 団体営事業等で造成された農業用排水施設等（以下「団体営造成施設等」という。）に関する機能保全計画の作成（機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。）

イ 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ （略）

(9) （略）

第2 事業の実施要件

1～6 （略）

7 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないものであること。

(2) 知事が、第1の2の(7)のアに掲げる機能保全計画の策定を行おうとする都道府県営造成施設を選定しているとともに、その50%以上につき、当該計画の策定に関する実施方針を策定していること。

(3) 第1の2の(7)のイについては、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。

(4) 第1の2の(7)のイについて、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの）であること。

(5) （略）

8 地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。

(2) 第1の2の(8)の事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が作成する実施方針に位置付けられたものとする。ただし、第2の7の(2)により知事が選定した施設は本事業の対象外とする。

(3) 第1の2の(8)のアの事業を実施するときは、末端支配面積が100ヘクタール以上の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。

(4) 第1の2の(8)のイの事業を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上（第1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であって、農村振興局長が別に定めるところにより機能保全計画を作成した場合にあっては、10ヘクタール以上）であること。

(5) （略）

9 （略）

第3・4 （略）

第5 事業の達成状況報告

1・2 （略）

3 知事は、基幹水利施設保全型において、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施しない場合及びウの事業を実施する場合にあっては、本事業の事業実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。

4 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、各年度毎に本事業の実施結果を知事に報告するものとする。また、報告を受けた知事は、速やかに地方農政局長等にその旨報告するものとする。

第6 （略）

第7 助成

国は、本事業に要する経費のうち別記に掲げる費用につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

第8 （略）

別記

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあつては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 調査及び計画作成費（実施計画策定型に限る。）

3 促進費等

4 効果促進事業費

○ 農山漁村地域整備交付金実施要領 要領別紙（番号5 水利施設整備事業に係る取扱い）（抜粋）

第1 事業の内容

1～10 （略）

11 運用第1の2の(7)のアの「機能保全計画」は、別記様式第1号により次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(3) 劣化原因究明のための構造物の監視

(4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）

12 運用第1の2の(7)のイの「機能保全計画等」とは、アに基づいて策定する機能保全計画、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の基幹水利施設保全型、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領（平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知）別紙4の基幹水利施設保全型、地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産省農村振興局長通知。以下「地域自主戦略交付金交付要綱」という。）別紙9の基幹水利施設保全型、東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産大臣決定）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産大臣決定）の別添1－4の基幹水利施設保全型又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2527号農林水産事務次官依命通知）に従って策定する機能保全計画をいう。

13 （略）

14 運用第1の2の(8)のアの「機能保全計画」は、別記様式第1号により次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果

(2) 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果

(3) 劣化原因究明のための構造物の監視

(4) 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）の概要

15 運用第1の2の(8)のイの「機能保全計画等」とは、アに基づいて策定する機能保全計画、第2の7の(3)に基づいて策定する機能保全計画、地域自主戦略交付金交付要綱別紙9の地域農業水利施設保全型又は東日本大震災復興交付金交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予635号農林水産大臣決定）及び東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（農林水産省）（平成24年1月16日付け23予636号農林水産大臣決定）の別添1－4の基幹水利施設保全型に従って策定する機能保全計画をいう。

16 事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。

## 第2 事業の実施要件

1～5 （略）

6 運用第1の2の(7)の基幹水利施設保全型

(1) 運用第2の7の(2)の「実施方針」については、別記様式第2号によるものとする。

(2) 実施方針は、策定後5年以内に見直しを行うものとする。

7 運用第1の2の(8)の地域農業水利施設保全型

(1) 運用第2の8の(2)の実施方針は、必要に応じて都道府県土地改良事業団体連合会の知見を活かしつつ、別記様式第3号により作成するものとする。

(2) 実施方針は、毎年度更新を行い、計画的な事業実施に努めるものとする。

(3) 運用第1の2の(8)のイの事業は、運用第1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であっても実施できることとするが、その場合の機能保全計画（運用第2の8の(4)の「機能保全計画」）の作成は、別記様式第4号により作成するものとする。

第3・第4 （略）

## 第5 事業の達成状況報告

1・2 （略）

3 運用第5の3の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式第22号により行うものとする。

4 運用第5の4の事業実施結果の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末日までに、別記様式23号により行うものとする。

第6 （略）

## 第7 その他

1・2 （略）

3 事業の実施にあたっては、都道府県は、可能な限り事業費単価の低減に努めるものとする。

4 集積促進事業及び運用第1の2の(7)から(9)の事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業以外の事業として実施できるものとしているので留意されたい。

別記様式第 1 号

	地区名	地区
機能保全計画  平成 年 月 ○○県、○○市、○○町、○○村		

＜機能保全計画 目次＞

1. 施設現況調書
  - (1) 事業の状況
    - ①完了地区、②実施中の地区
  - (2) 施設管理状況及び課題
2. 施設機能診断
  - (1) 施設機能診断調査
  - (2) 施設機能診断評価
3. 対策工事
  - (1) 対策工法
  - (2) 対策時期
  - (3) 機能保全コスト算定
  - (4) 施設機能監視計画

別記様式第 2 号

○○県 基幹的農業水利施設の機能保全に関する実施方針

1. 事業実施期間 H○○年度～H○○年度
2. 対象施設
  - (1) 選定の基準、根拠

(2) 対象施設一覧 ※<sup>1</sup>

地区名 ※ <sup>2</sup>	施設名	造成年度	種類 ※ <sup>3</sup>	規模 ※ <sup>4</sup>	水路延長 ※ <sup>5</sup>	管理主体	備考

- ※<sup>1</sup>：必要に応じて項目数を増減させること。  
 ※<sup>2</sup>：地区とは、事業申請を行う（予定の）地区等  
 ※<sup>3</sup>：種類とは、ダム、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設  
 ※<sup>4</sup>：規模とは、ダムは貯水量（千 $m^3$ ）、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、用水機場及び排水機場は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）  
 ※<sup>5</sup>：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(3) 施設数計

種類	ダム	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
施設数	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所	個所
延長						km		km

3. 事業の進め方
 

※地区設定の方法、年度計画、方針策定後 5 年間の計画策定の推進目標（最低でも 50%とする）等について記載すること。

1. 対象期間 H〇〇年度～H〇〇年度（5年間）

2. 対象施設

(1) 選定にあたっての基本的考え方

(2) 機能保全計画策定施設一覧

施設名	所在地	造成年度	受益面積	種類	規模	対象延長	管理主体	実施主体	実施年度

(3) 対象工事施設一覧

施設名	所在地	造成年度	種類	規模	対象延長	実施主体	実施年度	対策工事の概要

注1：種類とは、頭首工、用水機場、排水機場、樋門、水路又はその他施設

注2：規模とは、頭首工は取水量（ $m^3/s$ ）、用水機場及び排水機場は揚水量（ $m^3/s$ ）、樋門及び水路は通水量（ $m^3/s$ ）

注3：水路延長とは、水路の場合は延長（km）、水路以外は空欄

(4) 施設数計

種類	頭首工	用水機場	排水機場	樋門	水路	その他	計
(施設数)	個所	個所	個所	個所	個所(km)	個所	個所
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
H〇〇年度							
実施済み							

3. 事後保全に関する実施方針

(1) 対象とする施設

(2) 事後保全の必要が生じた際の調整方針

別記様式第22号（略）

別記様式第23号（略）

(注) 下線は当省が付した。

**表 1-(2)-7-② 基幹水利施設保全型実施方針を策定していないもの**

都道府県名	内容
広島県	<p>広島県は、基幹水利施設保全型実施方針を策定しておらず、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を一切行っていない。</p> <p>同県は、その理由について、県営造成施設のストックマネジメントについては、管理主体である市町や土地改良区の判断により実施されるものであり、県として実施すべき施設はないと考えているためとしている。</p> <p>なお、同県では、農山漁村地域整備交付金等の事業メニューである水利施設整備事業の中の地域農業水利施設保全型実施方針を策定している（注2）。しかし、当該方針の対象施設に位置付けられている県営造成施設はいずれも受益面積が 100 ha未満の施設であり、100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組は行われていない。</p> <p>また、同県では、国の助成事業を活用せずに県独自で県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定の取組を行うこともしていない。</p> <p>しかし、同県内には、受益面積が 100 ha以上の県営造成施設のうち耐用年数を超過している点施設が 10 施設、線施設が 58 kmみられるなど、施設の老朽化が進行しており、ストックマネジメントの取組が必要な状況となっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 基幹水利施設保全型実施方針において対象施設に位置付けられていない県営造成施設であれば、地域農業水利施設保全型により機能診断等の事業を行うことも制度上可能となっている。なお、その際には、都道府県が策定する地域農業水利施設保全型実施方針に当該施設が位置付けられていなければならない。

**表 1-(2)-7-③ 基幹水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けている県営造成施設数が少なく、県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の 5割に満たないとみられるもの**

都道府県名	内容
北海道	<p>北海道内に所在する道営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 194 施設であるが、北海道が平成 24 年 1 月に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積 100 ha以上の点施設は 15 施設（7.7%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha以上の点施設 13 施設を加えても 28 施設（14.4%）にとどまっており、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
宮城県	<p>宮城県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 339 施設であるが、宮城県が平成 20 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（平成 22 年度見直し、事業実施期間：20 年度から 24 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の点施設は 64 施設（18.9%）となっている。</p> <p>このため、平成 25 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
秋田県	<p>秋田県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の施設は 636 施設であるが、秋田県が平成 23 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 23 年度から 27 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の施設は 71 施設（11.2%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積 100 ha以上の施設 75 施設を加えても 146 施設（23.0%）にとどまっており、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
埼玉県	<p>埼玉県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の施設は 196 施設であるが、埼玉県が策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 21 年度から 25 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の施設は 41 施設（20.9%）となっている。</p> <p>また、平成 23 年度末までの実績でみると、機能診断を実施済みの施設は対象施設 41 施設中</p>



	<p>12 施設となっており、事業実施期間内に対象施設に位置付けた施設全ての機能診断が実施されてはいない。</p> <p>このため、平成 26 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
千葉県	<p>千葉県内に所在する受益面積が 100 ha 以上の施設は 632 施設であるが、千葉県が平成 19 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（平成 22 年度見直し、事業実施期間：平成 20 年度から 24 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 51 施設（8.1%）となっている。</p> <p>また、平成 23 年度末までの実績でみると、機能診断を実施済みの施設は対象施設 51 施設中 33 施設となっており、事業実施期間内に対象施設に位置付けた施設全ての機能診断が実施されてはいない。</p> <p>このため、平成 25 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
山梨県	<p>山梨県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 26 施設である。しかし、山梨県が平成 24 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 34 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 2 施設（7.7%）にとどまっており、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
愛知県	<p>愛知県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 328 施設であるが、愛知県が平成 24 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 18 施設（5.5%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha 以上の施設 11 施設を加えても 29 施設（8.8%）にとどまっており、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>
三重県	<p>三重県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 259 施設であるが、三重県が平成 23 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 23 年度から 27 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 42 施設（16.2%）となっている。</p> <p>これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha 以上の施設 13 施設を加えても 55 施設（21.2%）にとどまっており、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
奈良県	<p>奈良県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 20 施設であるが、奈良県が平成 20 年度に策定した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 20 年度から 24 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 4 施設（20.0%）となっている。</p> <p>このため、平成 25 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 5 割に満たないとみられる。</p>
岡山県	<p>岡山県内に所在する県営造成施設のうち受益面積が 100 ha 以上の施設は 242 施設であるが、岡山県が平成 20 年 2 月に策定した基幹水利施設保全型実施方針（平成 22 年度見直し、事業実施期間：20 年度から 25 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha 以上の施設は 12 施設（5.0%）となっている。</p> <p>このため、平成 26 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 2 割にも満たないとみられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 各道県内に所在する施設数については、各道県が把握している施設数を記載した。

3 「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいう。

**表 1-(2)-7-④ 基幹水利施設保全型実施方針で定めた目標が達成されておらず、また、当該方針の対象施設のうち 50%以上について機能保全計画を策定するという事業実施要領（運用）で定められた目標が達成されていないもの**

都道府県名	内容
北海道	<p>北海道が、平成 19 年 10 月に策定し、23 年 4 月に見直した基幹水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 19 年度から 23 年度）では、96 施設が対象施設に位置付けられており、「3. 事業の進め方」において、「平成 23 年度末までに約 59%の施設について計画策定を目指す」とされている。</p> <p>しかし、平成 23 年度末時点の実績をみると、機能保全計画を策定した施設は 32 施設（33.3%）にとどまっており、当該方針どおりに進捗していない。</p> <p>また、事業実施要領（運用）では、当該方針の対象施設に位置付けられた施設のうち 50%以上の施設について機能保全計画を策定することとされているにもかかわらず、その目標が達成されていない。</p>

（注）当省の調査結果による。

**表 1-(2)-7-⑤ スtockマネジメントの取組が低調となっている主な理由**

i) スtockマネジメントの取組について施設管理者の理解が十分でないため

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断の実施に当たっては、施設管理者から要望が上がってきた施設について、対象施設に位置付けるか検討を行っているが、施設の通常使用に問題がなければ要望を上げてこない施設管理者もいるため</li> <li>stockマネジメントの取組について、施設管理者の理解が十分でない地域において、地元の負担の調整が遅れるなどしており、事業の着手が遅れているため</li> <li>施設管理者や関係市町村の中には、機能診断の実施、機能保全計画の策定、機能保全対策の実施というstockマネジメントの手順を負担に感じており、これらの取組を行う意向を持っていないものがあるため</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

ii) 機能診断等を行う対象施設の選定に必要な情報の収集や整理に時間を要したため

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断等を行う対象施設の選定に必要な情報の収集や整理に時間がかかったことにより、対象施設の精査に相当の時間を要したため</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

iii) 予算的な制約のため

内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断の実施及び機能保全計画の策定を進めたとしても、これに基づく対策工事（機能保全対策）の実施に係る予算確保が難しいため</li> <li>施設管理者や関係市町村の財政的な事情によるため</li> <li>農業水利施設の整備率が低く、stockマネジメントの取組よりも施設の整備の方が優先順位が高いので、機能診断の実施及び機能保全計画の策定に係る予算の確保が難しいため。また、当該業務に従事する担当職員が少なく、十分なマンパワーを投入できなかったため</li> </ul>

（注）当省の調査結果による。

表 1-(2)-7-⑥ 機能診断等を行う対象施設の選定に当たって、優先度に客観性を持たせるために県独自の取組を行っている例

i) 独自に「施設評価客観基準調書」を作成し、診断している例

都道府県名	内容														
秋田県	<p>秋田県では、施設管理者と県担当者が連携・協力して、施設評価客観基準調書を用いて事前診断を実施し、この結果算出される施設評価点に基づき、機能診断等を行う対象施設を選定している。</p> <p>事前診断の評価項目は、①残存耐用年数（20点）、②機能状況（40点）、③受益面積（20点）、④公共性（5点）、⑤維持管理状況（10点）及び⑥施設管理者意見（5点）としている。</p> <p>これらの評点の合計値が、100点満点中60点未満のものを「詳細診断の対象としない施設」（区分Ⅰ）、60点以上75点未満のものを「詳細診断が必要な施設」（区分Ⅱ）、75点以上のものを「緊急に詳細診断が必要な施設」（区分Ⅲ）に区分している。</p> <p>表 施設評価客観基準調書の概要（水路の例）</p> <table border="1" data-bbox="400 685 1503 2105"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 685 647 723">評価項目</th> <th data-bbox="647 685 1503 723">評価方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 723 647 880">1. 残存耐用年数 配点 20 点</td> <td data-bbox="647 723 1503 880">各工種の標準耐用年数による評価。 【単一工種の場合】 <math>20 \text{ 点} \times (\text{経過年数} / \text{標準耐用年数}) = \text{評点}</math> ※ 経過年数が標準耐用年数を超過した場合は満点とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 880 647 1328">2. 機能状況 配点 40 点</td> <td data-bbox="647 880 1503 1328">県振興局農林部農村整備課職員及び施設管理者が行う目視を主体とした現地調査による評価。 【用・排水路（コンクリート構造物）】 対象施設の代表的区間を（500m程度）を現地調査し、以下の項目の有無で評価する。 ①躯体の傾斜、変形、崩壊 ②不同沈下 ③目地部の異常（欠損、段差、漏水痕跡） ④骨材の露出 ⑤鉄筋の露出 ⑥部材の劣化（中性化、凍害、塩害、ASRによるひび割れ） <math>40 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 6) = \text{評点}</math></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1328 647 1518">3. 受益面積 配点 20 点</td> <td data-bbox="647 1328 1503 1518">受益面積による施設重要度の評価。 【用・排水路、揚・排水機、頭首工等】 <math>20 \text{ 点} \times (\text{受益面積} / 200 \text{ ha}) = \text{評点}</math> ※1 基準値の200haは県営かんがい排水事業の要件 ※2 受益面積が200haを超える場合は満点とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1518 647 1821">4. 公共性 配点 5 点</td> <td data-bbox="647 1518 1503 1821">多面的機能による施設重要度の評価。 【用・排水路、揚水機、頭首工、ため池】 以下の項目の有無で評価する。 ①防火用水 ②消流雪用水 ③生態系保全、遊水施設用水 ④洪水防止（農用地以外の洪水受入） <math>5 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 4) = \text{評点}</math></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1821 647 2083">5. 維持管理状況 配点 10 点</td> <td data-bbox="647 1821 1503 2083">県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取り及び現地確認により評価。 以下の該当する項目で評価する。 ・ 定期的な点検及び補修・整備を実施しているほか、施設更新補修のための資金積み立てを行っている。（10点） ・ 定期的な点検及び補修・整備を実施している。（5点） ・ 上記以外の場合（0点）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 2083 647 2105">6. 施設管理者意見</td> <td data-bbox="647 2083 1503 2105">県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取りにより評価。</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	評価方法	1. 残存耐用年数 配点 20 点	各工種の標準耐用年数による評価。 【単一工種の場合】 $20 \text{ 点} \times (\text{経過年数} / \text{標準耐用年数}) = \text{評点}$ ※ 経過年数が標準耐用年数を超過した場合は満点とする。	2. 機能状況 配点 40 点	県振興局農林部農村整備課職員及び施設管理者が行う目視を主体とした現地調査による評価。 【用・排水路（コンクリート構造物）】 対象施設の代表的区間を（500m程度）を現地調査し、以下の項目の有無で評価する。 ①躯体の傾斜、変形、崩壊 ②不同沈下 ③目地部の異常（欠損、段差、漏水痕跡） ④骨材の露出 ⑤鉄筋の露出 ⑥部材の劣化（中性化、凍害、塩害、ASRによるひび割れ） $40 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 6) = \text{評点}$	3. 受益面積 配点 20 点	受益面積による施設重要度の評価。 【用・排水路、揚・排水機、頭首工等】 $20 \text{ 点} \times (\text{受益面積} / 200 \text{ ha}) = \text{評点}$ ※1 基準値の200haは県営かんがい排水事業の要件 ※2 受益面積が200haを超える場合は満点とする。	4. 公共性 配点 5 点	多面的機能による施設重要度の評価。 【用・排水路、揚水機、頭首工、ため池】 以下の項目の有無で評価する。 ①防火用水 ②消流雪用水 ③生態系保全、遊水施設用水 ④洪水防止（農用地以外の洪水受入） $5 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 4) = \text{評点}$	5. 維持管理状況 配点 10 点	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取り及び現地確認により評価。 以下の該当する項目で評価する。 ・ 定期的な点検及び補修・整備を実施しているほか、施設更新補修のための資金積み立てを行っている。（10点） ・ 定期的な点検及び補修・整備を実施している。（5点） ・ 上記以外の場合（0点）	6. 施設管理者意見	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取りにより評価。
評価項目	評価方法														
1. 残存耐用年数 配点 20 点	各工種の標準耐用年数による評価。 【単一工種の場合】 $20 \text{ 点} \times (\text{経過年数} / \text{標準耐用年数}) = \text{評点}$ ※ 経過年数が標準耐用年数を超過した場合は満点とする。														
2. 機能状況 配点 40 点	県振興局農林部農村整備課職員及び施設管理者が行う目視を主体とした現地調査による評価。 【用・排水路（コンクリート構造物）】 対象施設の代表的区間を（500m程度）を現地調査し、以下の項目の有無で評価する。 ①躯体の傾斜、変形、崩壊 ②不同沈下 ③目地部の異常（欠損、段差、漏水痕跡） ④骨材の露出 ⑤鉄筋の露出 ⑥部材の劣化（中性化、凍害、塩害、ASRによるひび割れ） $40 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 6) = \text{評点}$														
3. 受益面積 配点 20 点	受益面積による施設重要度の評価。 【用・排水路、揚・排水機、頭首工等】 $20 \text{ 点} \times (\text{受益面積} / 200 \text{ ha}) = \text{評点}$ ※1 基準値の200haは県営かんがい排水事業の要件 ※2 受益面積が200haを超える場合は満点とする。														
4. 公共性 配点 5 点	多面的機能による施設重要度の評価。 【用・排水路、揚水機、頭首工、ため池】 以下の項目の有無で評価する。 ①防火用水 ②消流雪用水 ③生態系保全、遊水施設用水 ④洪水防止（農用地以外の洪水受入） $5 \text{ 点} \times (\text{該当項目数} / 4) = \text{評点}$														
5. 維持管理状況 配点 10 点	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取り及び現地確認により評価。 以下の該当する項目で評価する。 ・ 定期的な点検及び補修・整備を実施しているほか、施設更新補修のための資金積み立てを行っている。（10点） ・ 定期的な点検及び補修・整備を実施している。（5点） ・ 上記以外の場合（0点）														
6. 施設管理者意見	県振興局農林部農村整備課職員が施設管理者からの聞き取りにより評価。														

	配点5点	以下の該当する項目で評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全面的な改修又は補修・補強が必要（5点）</li> <li>・ 部分的な補修・補強が必要（3点）</li> <li>・ 軽微な補修が必要（1点）</li> <li>・ 定期的保守点検で十分（0点）</li> </ul> (注) 秋田県の提出資料に基づき当省が作成した。
--	------	---

(注) 当省の調査結果による。

ii) 独自に「農業水利施設管理マニュアル」を作成している例

都道府県名	内容
千葉県	<p>千葉県土地改良施設維持管理協議会（注）（以下、本表において「協議会」という。）は、ストックマネジメントの考え方に基づく各種事業制度は、あくまでも、日常管理を適正に行った上で施設老朽化に対処するものであるとの考え方にに基づき、施設管理者による主体的な管理（点検・補修等）の推進を図るとともに、千葉県及び地方連合会が県内施設の管理状況を統一的に把握し、適切な技術指導等を実施するために、平成23年3月、「農業水利施設管理マニュアル」を作成している。</p> <p>（注）平成19年度に基幹水利施設ストックマネジメント事業が、20年度に地域農業水利施設ストックマネジメント事業が創設されたことを契機として、県内の農業水利施設の適正な維持管理の推進を図るため、平成21年3月に、千葉県耕地課、千葉県農業事務所及び千葉県土地改良事業団体連合会から構成される千葉県土地改良施設維持管理協議会が設立された。</p> <p>同マニュアルでは、施設管理者が管理している施設の劣化状況等を把握し、機能診断を行う対象施設を選定する際の判断材料とすることを目的として、「点検・一次診断」を実施すること、また、必要に応じて「合同診断」実施することとしている。</p> <p>(1) 点検・一次診断</p> <p>点検・一次診断では、施設管理者自らが、毎年3～4月に、対象施設を構成する設備ごとの調査票を用いて、次の流れで、視覚や聴覚等の五感調査、機器操作や施設の運転状況等の点検・診断を実施する。</p> <p>① 「部材の調査項目」の判定</p> <p>部材の現状に該当するものについて、チェックを入れる。          (例：揚水ポンプのケーシングであれば、さびの状況について、◎「健全」(0点)、○「1/4以下の部分的なさびあり」(5点)、△「1/2以下の部分的なさびあり」(10点)、×「全体的なさび」(10点) から、該当するものにチェック)</p> <p>② 「部材」の評価</p> <p>部材の評価は、調査項目の判定結果を基に「良好」「普通」「不良」の評価を行う。          (例：揚水ポンプのケーシングであれば、運転音、ひび割れ、さびの状況の3つの調査項目について、良好(全て◎)、普通(△及び×がない)、不良(△又は×がある) から、該当するものを選択)</p> <p>③ 「補修必要性」の評価</p> <p>補修必要性の評価は、次の計算式により算定する。点数が高いほど、補修の必要性が高いことを示す。  <u>(評点/最大評点) × 100 = 補修必要性の評価 (%)</u></p> <p>④ 「更新必要性」の評価</p> <p>更新必要性の評価方法は、次の計算式により算定する。点数が高いほど、更新の必要性が高いことを示す。  <u>(部材評価における「不良」の数/部材評価項目数) × 100 = 更新必要性の評価 (%)</u></p>

⑤ 「施設評価」

施設補修等の必要性について、施設管理者が判定を行う。判定区分は以下を標準とするが、特記事項を勘案し施設管理者が総合判断する。

- A A（全面更新が必要）……更新必要性>80%、かつ、補修必要性>80%
- A（部分的更新が必要）……更新必要性>60%、かつ、補修必要性>60%
- B（補修対策が必要）……補修必要性>40%
- C（維持管理内で対応可能）…補修必要性>20%
- D（対策不要）……補修必要性≤20%

(2) 合同診断

施設管理者による点検・一次診断の結果及び合同診断の実施について施設管理者の意向を踏まえ、協議会（出先部会）及び地方連合会が合同診断の必要性を判断し、必要と認めた施設について、逐次、県農業事務所又は地方連合会と施設管理者が合同でさらに詳細な診断を実施する。

表 点検・診断の標準的実施フロー

2月	協議会
3～4月	点検・一次診断 (施設管理者が実施)
6月	点検・一次診断結果取りまとめ (施設管理者から県農業事務所に提出) マニュアル改訂要望等の聞き取り
6～10月	合同診断 (点検・一次診断の結果、より詳細な診断が必要とされた場合、国営又は県営で受益面積100ha以上の施設は県農業事務所が実施、それ以外の施設は地方連合会が実施)
11月	<出先部会> 合同診断結果及びマニュアル改訂要望等の取りまとめ、管理状況の把握
11～12月	協議会で現状分析、今後の点検行動計画及びマニュアル改定案の検討

(注) 千葉県提出資料に基づき当省が作成した。

なお、本取組は、平成24年3、4月に初めて200ha以上の土地改良区55団体が管理する約150施設を対象を絞って実施されるなど、まだ試行段階にある。このため、協議会では取組を実施した土地改良区に対するアンケートの結果を踏まえ、調査票等を改善するなどしていきたいとしている。

今後、実施を依頼する土地改良区、施設の範囲を順次広げていき、最終的には県内の全施設を対象に実施したいと考えているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

表 1-1-(2)-7-⑦ 調査した 19 道府県に所在する受益面積が 100 ha 以上の団体営造成施設数及び地域農業水利施設保全型実施方針の策定状況

(単位：施設、%、km)

道府県名	団体営造成施設数 (受益面積 100 ha 以上)						地域農業水利施設保全型実施方針		
	点施設			線施設 (km)			策定状況	対象施設数	実施方針を策定していない理由
	施設数	うち耐用年数超過		延長 (km)	うち耐用年数超過				
		割合	割合		延長 (km)	割合			
北海道	121	46	38.0	371	219	59.0	○	0	—
宮城県	82	54	65.9	230	132	57.4	×	—	・ 現在、事業の地区計画を検討中であるため
秋田県	71	29	40.8	95	59	62.1	○	3	—
山形県	53	29	54.7	86	48	55.8	○	0	—
埼玉県	77	34	44.2	566	400	70.7	○	2	—
千葉県	54	46	85.2	118	92	78.0	○	2	—
山梨県	7	5	71.4	28	5	17.9	○	0	—
長野県	93	45	48.4	480	238	49.6	○	0	—
愛知県	19	12	63.2	28	3	10.7	×	—	・ 事業実施地区がないため
石川県	17	6	35.3	5	2	40.0	×	—	・ 土地改良区などから具体的な要望がないため
三重県	35	11	31.4	68	33	48.5	○	0	—
奈良県	6	1	16.7	4	4	100.0	×	—	・ 具体的な要望がないため
京都府	12	4	33.3	47	29	61.7	×	—	・ 地元要望がないため
広島県	8	3	37.5	4	2	50.0	○	0	—
島根県	20	6	30.0	57	42	73.7	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため
岡山県	41	19	46.3	210	150	71.4	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため
福岡県	53	21	39.6	50	25	50.0	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため ・ 関係市町村からの要望がないため
大分県	6	5	83.3	38	30	78.9	○	0	—
宮崎県	34	13	38.2	73	27	37.0	×	—	・ 県営造成施設を優先しているため
計	809	389	48.1	2,558	1,540	60.2	—	—	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「団体営造成施設数」欄における数は、国が実施した農業基盤情報基礎調査の結果 (平成 21 年 3 月 31 日時点) による。「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいい、「線施設」とは、水路等をいう。

3 「対象施設数」欄における数は、点施設に加え、線施設を 1 路線 1 施設として計上した数を合計した数を記載した。

**表 1-(2)-7-⑧ 地域農業水利施設保全型実施方針の対象施設に位置付けて計画的に取り組むとしている  
施設数が少ないもの**

i) 実施方針の対象施設に受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設が含まれていないもの

都道府県名	内容
北海道	北海道内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 271 施設（注 2）であるが、北海道が平成 21 年 8 月に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（直近の見直しは平成 24 年 9 月、事業実施期間：21 年度から 25 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
山形県	山形県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 53 施設（注 3）であるが、山形県が平成 21 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（直近の見直しは平成 23 年、事業実施期間：23 年度から 27 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
山梨県	山梨県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 7 施設（注 3）であるが、山梨県が平成 21 年 3 月に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 21 年度から 24 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
長野県	長野県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 161 施設（注 4）であるが、長野県が平成 24 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
三重県	三重県内に所在する団体造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 35 施設（注 3）であるが、三重県が平成 22 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 22 年度から 26 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
広島県	広島県内に所在する団体造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 8 施設（注 3）であるが、広島県が平成 22 年度に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（事業実施期間：平成 23 年度から 27 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。
大分県	大分県内に所在する団体造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 34 施設（注 3）であるが、大分県が平成 22 年 2 月に策定した地域農業水利施設保全型実施方針（直近の見直しは平成 24 年 2 月、事業実施期間：平成 22 年度から 28 年度）の対象施設には、受益面積が 100 ha以上の団体造成施設は一切含まれておらず、機能診断及び機能保全計画策定の取組が行われていない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 北海道が把握している施設数である。

3 国が実施した農業基盤情報基礎調査の結果（平成 21 年 3 月 31 日時点）による。「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいう。

4 長野県が把握している施設数である。

ii) 実施方針の対象施設に位置付けて計画的に取り組むとしている施設数が少なく、平成 28 年度までに県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の 1 割に満たないとみられるもの

都道府県名	内容
秋田県	秋田県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 71 施設（注 2）であるが、秋田県が平成 21 年度に策定した実施方針（直近の見直しは平成 23 年 8 月、事業実施期間：21 年度から 25 年度）をみると、対象施設に位置付けられている団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 3 施設（4.2%）にとどまっている。 このため、平成 26 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 1 割にも満たないとみられる。
埼玉県	埼玉県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 77 施設（注 2）であるが、埼玉県が平成 24 年度に策定した実施方針（事業実施期間：平成 24 年度から 28 年度）をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 2 施設

	(2.6%) となっている。 これに、平成 23 年度末までに機能診断を実施した受益面積が 100 ha以上の団体営施設 2 施設を加えても 4 施設 (5.2%) にとどまっており、28 年度までに 1 割にも満たない。
千葉県	千葉県内に所在する団体営造成施設のうち受益面積が 100 ha以上の点施設は 54 施設 (注 2) であるが、千葉県が平成 22 年度に策定した実施方針 (事業実施期間:平成 22 年度から 26 年度) をみると、対象施設に位置付けられている受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設は 2 施設 (3.7%) となっている。 このため、平成 27 年度以降も同程度の施設数を対象施設に位置付けたとしても、28 年度までに 1 割にも満たないとみられる。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 国が実施した農業基盤情報基礎調査の結果 (平成 21 年 3 月 31 日時点) による。「点施設」とは、貯水池、頭首工、機場等をいう。

**表 1-(2)-7-⑨ 調査した 19 道府県内に所在する受益面積が 100 ha以上の団体営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定施設数 (平成 23 年度末時点)**

(単位:施設)

都道府県名	機能診断実施施設数	機能保全計画策定施設数
北海道	0	0
宮城県	0	0
秋田県	3	3
山形県	0	0
埼玉県	2	2
千葉県	2	2
山梨県	0	0
長野県	0	0
愛知県	0	0
石川県	0	0
三重県	0	0
奈良県	0	0
京都府	0	0
広島県	0	0
島根県	0	0
岡山県	0	0
福岡県	0	0
大分県	0	0
宮崎県	0	0
計	7	7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「機能診断実施施設数」及び「機能保全計画策定施設数」には、頭首工等の点施設に加え、水路等の線施設を 1 路線 1 施設として計上した数を合計した数を記載した。



表 1-(2)-イ-① 調査した 19 道府県内に所在する受益面積が 100 ha以上の県営造成施設の機能診断及び機能保全計画策定施設数（平成 23 年度末時点）

（単位：施設）

都道府県名	県営造成施設数	機能診断実施施設数	機能保全計画策定施設数
北海道	194（注 2）	32（13）	32（13）
宮城県	339（注 2）	52（47）	43（36）
秋田県	636	71	71
山形県	856	243	243
埼玉県	196	12	12
千葉県	632	34	32
山梨県	26	0	0
長野県	296	75	72
愛知県	328	11	11
石川県	不明（注 2）	77	48
三重県	259	13	13
奈良県	20	2	2
京都府	26（注 2）	9（5）	9（5）
広島県	67	0	0
島根県	83（注 2）	3（3）	3（3）
岡山県	242	3	3
福岡県	85（注 2）	10（9）	10（9）
大分県	不明（注 2）	145（注 4）	140（注 4）
宮崎県	308	14	14
計	— <4,593>	806（777） <555>	758（727） <539>

（注） 1 当省の調査結果による。

2 「県営造成施設数」には、各道府県が回答した施設数を記載した。

なお、石川県及び大分県は、県営造成施設数について不明と回答しているため、「不明」と記載した。北海道、宮城県、京都府、島根県及び福岡県の県営造成施設数については、線施設について 1 路線 1 施設での計上が困難であると回答しているため、点施設数のみを記載している。

3 北海道、宮城県、京都府、島根県及び福岡県については、機能診断実施施設数及び機能保全計画策定施設数欄における（ ）内に点施設数を内数として記載した。また、計欄における（ ）内には、これら 5 道府県の点施設数の合計と残りの 14 県の機能診断実施施設数及び機能保全計画策定施設数の合計を記載した。

4 大分県は、機能診断実施施設数及び機能保全計画策定施設数には、県営造成施設以外の造成主体が明確でない施設も含まれるとしている。

5 計欄の< >内には、県営造成施設数について不明としている 2 県を除いた 17 道府県（北海道、宮城県、京都府、島根県及び福岡県については点施設数）の合計数を記載した。

表 1-(2)-イ-② 機能診断及び機能保全計画の内容が不適切なもの

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能診断結果及び機能保全計画数					(参考) いずれも不適切なもの
	内容が不適切なもの				うち、総括表が不適切なもの	
		機能診断の内容が不適切なもの	機能保全計画の内容が不適切なもの			
北海道	5	5	5	2	0	1
宮城県	5	5	1	5	0	1
秋田県	5	5	5	1	0	1
山形県	5	5	4	5	3	4
埼玉県	5	2	0	2	0	0
千葉県	6	6	6	6	1	6
長野県	5	0	0	0	0	0
愛知県	5	5	2	5	1	2
石川県	2	2	0	2	0	0
三重県	5	5	4	5	0	4
奈良県	3	3	0	3	3	0
京都府	6	6	3	6	1	3
島根県	5	2	2	0	0	0
岡山県	5	0	0	0	0	0
福岡県	7	7	7	0	0	0
大分県	5	5	5	5	0	5
宮崎県	5	5	3	5	0	5
計	84 (100)	68 (81.0)	47 (56.0)	52 (61.9)	9 (10.7)	32 (38.1)

- (注) 1 本表は、調査した 19 道府県が平成 19 年度から 23 年度までに策定した機能保全計画から 84 件を抽出して、調査した結果をまとめたものである。なお、山梨県及び広島県は、機能保全計画の策定実績がなく、調査していないため、本表には計上していない。
- 2 総括表とは、機能保全計画の概要（①施設現況調査、②施設機能診断調査、③施設機能診断評価及び④機能保全対策）を一枚にまとめた表であり、通常、機能保全計画の 1 ページ目（表紙の次のページ）に掲載されているものである。
- 3 ( ) 内は構成比である。
- 4 参考欄は、機能診断及び機能保全計画のいずれにも不適切な点がみられたものの件数である。

表 1-2-イ-③ 機能診断の内容に不適切なものがある例

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能 診断結果数	不適切なもの	不適切な例 (主なもの)	
			施設名	内容
北海道	5	5	吉野頭首工	<ul style="list-style-type: none"> <li>堰柱P2について、現地調査(定点調査)票では、「欠損・損傷」欄の「局所的」にチェックが入っているが、施設状態評価表では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「欠損・損傷」の変状別評価、「外部要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-3となる。しかし、施設状態評価表では、変状別評価はS-5、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-4と誤った判定となっている。</li> </ul>
宮城県	5	1	船越揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設状態評価表では、「目地の開き」欄の「局所的」、「防水材の捲り・剥離」欄の「局所的」及び「漏水の状況」欄の「漏水跡、滲出し、滴水」にチェックが入っているが、現地調査(定点調査)票では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「建屋」の変状別評価及び「その他の要因」の主要因別評価はいずれもS-5となるが、評価表では、変状別評価及び主要因別評価はいずれもS-4と誤った判定となっている。</li> <li>さらに、これに基づけば、総合評価はS-4となるが、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、総合評価はS-3と誤った判定となっている。</li> </ul>
秋田県	5	5	鶺川揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査(定点調査)票では、「目地の開き」欄の「局所的」及び「目地からの漏水の状況」欄の「滲出し、漏水跡、滴水」にチェックが入っているが、施設状態評価表では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「付帯施設」の変状別評価、「その他の要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-4となる。</li> <li>しかし、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、変状別評価、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-3と誤った判定となっている。</li> </ul>
山形県	5	4	東郷堰幹線用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地踏査票が作成されておらず、どのように調査定点を選定したのか不明となっている。</li> </ul>
千葉県	6	6	仁玉川1号排水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設状態評価表では、「水路の変形」の「柵渠、矢板水路」欄の「柵板(矢板)のズレ・欠損が部分的」にチェックが入っているが、現地調査(定点調査)票では、該当箇所にチェックが入っておらず、誤っている。</li> <li>また、調査票に基づけば、「水路の変形」の変状別評価、「外部要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-5となるが、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、変状別評価、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-3と誤った判定となっている。</li> </ul>
愛知県	5	2	荒井排水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査(定点調査)票では、①「材料劣化」の「浮き」欄の「全体的」と、②「防水材の変状」の「防水材の剥離」欄の「全体的」の2か所にチェックが入っていることから、施設状態評価表でも、これら2か所に該当する箇所にチェックが入るべきところ、「防水材の剥離」欄の「全体的」にしかチェックが入っていない。</li> </ul>
三重県	5	4	立梅用水路、立梅井堰	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能診断結果では、「目地変状」は「特にみうけられない」とされており、これに基づけば、「その他の要因(目地変状)」の主要因別評価はS-5となるが、施設健全度評価では、S-4と誤った判定となっている。</li> <li>機能診断結果では、「欠損損傷」は「局所的に側壁に欠損がある」とされている。</li> </ul>

京都府	6	3	上桂川統合堰	しかし、施設健全度評価では、「コメント」欄に「欠損の変状が全体的にみうられられ、さらなる進行が考えられるため、すぐさま補修が必要である」と誤った記載となっている。 ・ 施設状態評価表の「その他の要因」欄において最も低い健全度の変状別評価はS-4であるため、主要因別評価はS-4となるが、評価表では、S-3と誤った判定となっている。 ・ 施設状態評価表の主要因別評価において最も低い健全度はS-2であったが、エンジニアリングジャッジにより総合評価をS-3に補正したとしているものの、同表にはその旨の記載がなく、どのような判断に基づいて補正が行われたのか不明となっている。
島根県	5	2	九景排水機場	・ 現地調査（定点調査）票では、「背面上の空洞化」及び「周辺地盤の陥没ひび割れ」欄は、いずれも「なし」と記載されており、「抜け上がり（目視）」欄は、チェックが入っていない。 しかし、施設状態評価表では、「背面上の空洞化」欄の「局所的」、「周辺地盤の陥没・ひび割れ」欄の「全体的」及び「抜け上がり（埋設構造物）」欄の「20 cm未満」にチェックが入っており、誤っている。 また、調査票に基づけば、「地盤地形」の変状別評価、「外部要因」の主要因別評価及び総合評価は、いずれもS-5となるが、評価表では、いずれもS-3と誤った判定になっている。
福岡県	7	7	長栄排水機場	・ 施設状態評価表では、「摩耗・すりへり」欄の「全体的」にチェックが入っているが、現地調査（定点調査）票では、該当箇所チェックが入っておらず、誤っている。 また、現地調査（定点調査）票に基づけば、「ひび割れ以外の劣化」の変状別評価、「内部要因」の主要因別評価及び総合評価はいずれもS-5となるが、評価表では、評価区分のチェックが誤っているため、変状別評価、主要因別評価及び総合評価はいずれもS-4と誤った判定となっている。
大分県	5	5	若宮第2幹線	・ 複数の箇所の現地調査結果を一つの現地調査票にまとめてしまっているため、箇所ごとの現地調査結果が不明となっている。
宮崎県	5	3	松永頭首工	
計	84 (注2) (100)	47 (56.0)	-	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「調査した機能診断結果数」の計欄には、本表に記載している64計画のほか、埼玉県、長野県、石川県、奈良県及び岡山県が策定した機能保全計画のうち省が調査した計20計画の合計数を記載した。

3 ( ) 内は構成比である。

表 1-(2)-イ-④ 機能診断の内容が不適切な例

○ 現地調査（定点調査）票と施設状態評価表が一致しておらず、施設の健全度評価が誤っている例 ～福岡県（長栄排水機場）の例～

【現地調査（定点調査）票の記載（抜粋）】

地盤変形	背面土の空洞化	<input type="checkbox"/> 局所的(施設の一部のみで発生) <input type="checkbox"/> 全体的(変状が構造物全体にある)	※なし
	周辺地盤の陥没 ひび割れ	<input type="checkbox"/> 局所的(施設の一部のみで発生) <input type="checkbox"/> 全体的(変状が構造物全体にある)	※なし
	拔上がり(目視)	<input type="checkbox"/> 20cm未満 <input type="checkbox"/> 20cm～50cm <input type="checkbox"/> 50cm以上	

いずれの項目にもチェックがない。

(「背面土の空洞化」及び「周辺地盤の陥没・ひび割れ」は「※なし」と記載、「拔上がり(目視)」にはチェックが入っていない。)

これに基づけば、施設状態評価表では、それぞれ「無」(S-5の評価区分)にチェックが入ることとなる。

【施設状態評価表の記載（抜粋）】

評価項目	評価区分					評価の流れ	
	S-5	S-4	S-3	S-2	変状別評価	主要因評価	総合評価
健全度ランク							
変形・歪み	無		局所的	全体的	-		
欠損・損傷	無		局所的	全体的	-		
不同沈下	無		局所的	全体的	-		
構造物周辺の状況	背面土の空洞化	局所的	局所的	全体的		S-3	S-3
	周辺地盤の陥没・ひび割れ	無	局所的	全体的		S-3	S-3
拔上がり(埋設構造物)	無	20cm未満	20～50cm	50cm以上			

両者が一致しておらず、施設の健全度評価が誤ったものとなっている。

現地調査（定点調査）票とは異なる評価区分にチェックが入っている。

(「背面土の空洞化」は「局所的」、「周辺地盤の陥没・ひび割れ」は「全体的」、「拔上がり(埋設構造物)」は「20cm未満」)

この結果、「変状別評価」、「主要因別評価」及び「総合評価」は、いずれも「S-3」と誤ったものとなっている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「現地調査（定点調査）票」及び「施設状態評価表」は関係する部分を抜粋している。

表 1-(2)-イ-⑤ 都道府県における施設の管理水準の設定状況

都道府県名	施設の管理水準の設定状況
北海道	原則、S-3以下の場合に対策を実施することとしており、また、機能保全計画における「余寿命推定」及び「老朽度評価」をもって、施設の管理水準としている。
宮城県	管理水準を設定していない。
秋田県	管理水準を設定する必要があることは認識しているが、施設種別及び構造に応じて、これを数値化するなど具体的に設定することが技術的に困難なため、管理水準を設定していない。 このため、秋田県では管理水準を設定するに当たっては、国から施設種別及び構造に応じた技術的情報が提供される必要があるとしている。
山形県	機能保全計画等で記載はしていないが、業務委託先（山形県土地改良事業団体連合会）と相談し、基本的にS-1で設定している。しかし、管理水準の設定内容及びその根拠が記載されたものはない。
埼玉県	管理水準を設定しているとしているものの、その内容は明らかでない。
千葉県	管理水準を定量的に定めることが困難であり、管理している土地改良区の判断に任せているとして、客観的な管理水準を設定していない。
長野県	劣化段階ごとにシナリオを作成、比較し、最適シナリオを採用しているため、管理水準を設定していない。
愛知県	いずれの施設についてもS-2を管理水準としているとしている。しかし、管理水準の設定内容及びその根拠が記載されたものはない。
石川県	抽出した2計画に盛り込まれている21施設（注2）については、平成22年度に行われた技術検討委員会において管理レベルをS-2に正式に設定している。
三重県	管理水準は、個々の施設における農業面の重要性や環境への影響、災害リスクなどを総合的に勘案して、施設単位で定めるものであり、一律ではなく、また設定内容及びその根拠が記載されたものはない。
奈良県	抽出した3計画に盛り込まれている3施設については、当該機能保全計画に添付されている書類において、S-1よりも下のレベルを管理水準としているものとみられるが、どのような根拠・方法で設定しているか等についての記載はみられず、明らかでない。
京都府	抽出した6計画のうち2計画に盛り込まれている施設（①吹前揚水機場及び②川西揚水機場）については、ポンプのため管理水準を設定していない。 その他3計画に盛り込まれている施設（①上桂川統合堰、②新庄頭首工及び③蓼島頭首工）については、施設機械であることから、性能管理の限界値であるS-3を管理水準として設定している。 残りの1計画に盛り込まれている施設については、機能診断及び機能保全計画策定業務を受託した事業者の作成した結果報告書において、管理水準の内容及びその設定根拠が記載されている。
島根県	個々の施設によって状態が異なるため、施設の管理水準を一律に設定することは困難であるとして、農業面の重要性や環境への影響、災害リスクなどを総合的に勘案して、農業水利施設機能総合診断士が判断している。なお、抽出した揚排水機場施設は、明記していないが、農業水利施設機能総合診断士が判断し、健全度S-1を管理水準としている。
岡山県	管理水準を設定しているとしているものの、その内容は明らかでない。
福岡県	一次診断・簡易二次診断の点数による健全度評価、総合評価や施設状態評価表等の総合評価により判断しており、管理水準は設定していない。
大分県	管理水準を設定していない。
宮崎県	抽出した5計画のうち2計画に盛り込まれている2施設（①松永頭首工及び②新開排水機場）については、機能診断及び機能保全計画策定業務を受託した事業者の作成した結果報告書において、管理水準の内容及びその設定根拠が記載されている。 その他2計画に盛り込まれている2施設（①高田原水路及び②東郷幹線水路）については、管理水準の設定の考え方などの記載はあるが、その内容が明らかでない。 残りの1計画に盛り込まれている施設については、管理水準の内容だけでなく、その設定の考え方についても明らかでない。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 21施設の内訳は次のとおり。

- ①梯川右岸排水機場、②梯川右岸第2排水機場、③宗座排水機場、④得橋排水機場、⑤河田排水機場、⑥富樫用水、⑦林口川、⑧1号支線、⑨郷用水2-1号支線、⑩郷用水2-2号支線、⑪郷用水2-3号支線、⑫郷用水2-4号支線、⑬中村用水3-1号支線、⑭中村用水3-4号支線、⑮中村用水3-5号支線、⑯山島用水4-5号支線、⑰山島用水4-8号支線、⑱大慶寺5号支線、⑲大慶寺5-3号支線、⑳中島用水6号支線及び㉑新砂川用水7-3号支線

表 1-2-1-6 機能保全計画の内容に不適切なものがある例

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能保全計画数	不適切なもの		施設名	内容
		うち、総括表が不適切なもの(注2)	不適切なもの		
北海道	5	0	2	7丁目揚水機幹線水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>2(2)施設機能診断評価の「1)施設機能診断結果に基づく老朽度評価」及び「2)施設機能診断調査に基づく余寿命推定」の記載と、施設状態評価表の記載が一致しない。</li> </ul>
宮城県	5	0	5	田尻排水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>1(2)施設管理状況及び課題の「点検履歴」欄及び「補修履歴調査」欄が記入されていない。</li> </ul>
秋田県	5	0	1	稲庭1号幹線水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>3(1)施設機能診断調査の2)現地踏査及び現地調査の内容の「整理番号」欄が記入されておらず、今後の照合に支障を来すおそれがある。</li> </ul>
山形県	5	3	5	淞郷堰二段西揚水機場、淞郷堰三段揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能保全コスト算定結果に誤りがあるため、1総括表の機能保全コストも誤っている。</li> <li>「2(2)施設管理状況及び課題」、「3(1)施設機能診断調査」及び「3(2)施設機能診断評価」が作成されておらず、不適切なものとなっている。</li> </ul>
埼玉県	5	0	2	円良田湖	<ul style="list-style-type: none"> <li>2(2)施設機能診断評価の「1)施設健全度と劣化要因」及び4機能保全対策の「(4)施設監視計画」のいずれにおいても、次回予定診断時期が記載されておらず、適切な定期的な診断が行われないおそれがある。</li> </ul>
千葉県	6	1	6	西広堰(西広頭首工)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1総括表の「機能保全コスト算定」の「事業費」欄が記入されておらず、同表だけでは当面必要な対策費が不明となっている。</li> <li>2(2)施設機能診断評価の「1)施設健全度と劣化要因」及び4機能保全対策の「(4)施設監視計画」のいずれにおいても、次回予定診断時期が記載されておらず、適切な定期的な診断が行われないおそれがある。</li> </ul>
愛知県	5	1	5	吉良揚水機場	<ul style="list-style-type: none"> <li>1総括表の「機能保全コスト算定」に記載されている計算に誤りがあるため、4機能保全対策の「(3)機能保全コスト算定」に記載されているコストと一致していない。</li> </ul>
石川県	2	0	2	手取川左岸地区(注3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1(1)県営事業の概要に受益面積が記入されていない。</li> <li>1(2)施設管理状況及び課題において、維持管理費、補修履歴及び点検履歴が記載されていない。</li> </ul>
三重県	5	0	5	新井用水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理費、補修履歴及び点検履歴について記載されていない。</li> </ul>
奈良県	3	3	3	南部幹線水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>1総括表の「機能保全コスト算定」の「事業費」欄が記入されておらず、同表だけでは当面必要な対策費が不明となっている。</li> <li>2(2)管理状況及び課題の「点検履歴」欄が記入されていない。</li> </ul>



								<ul style="list-style-type: none"> <li>3 (1)施設機能診断調査の2)現地踏査及び現地調査の内容の「整理番号」欄が記入されておらず、今後の照合に支障を来すおそれがある。</li> </ul>
京都府	6	6	1	川西揚水機場				<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (1)施設調書の地区の受益面積 (造成時) が記載されていない。</li> </ul>
大分県	5	5	0	導水路・取水口				<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施要領で定められている「1施設現況調査」の「(1)県営事業の状況」及び「(2)施設管理状況及び課題」に相当する事項が確認できず、不適切な内容となっている。</li> <li>施設 (導水路) 全体の機能保全コストの算定・比較が行われておらず、最適シナリオも不明であることから、最終的に選定された対策工事の工法、対策時期等が不明となっている。</li> </ul>
宮崎県	5	5	0	高田原水路				<ul style="list-style-type: none"> <li>2 (1)県営事業の状況 (施設調書) に地区の受益面積 (現況) が記入されていない。</li> <li>2 (2)管理状況及び課題の「補修履歴」欄及び「点検履歴」欄が記入されていない。</li> </ul>
計	84 (注4) (100)	52 (61.9)	9 (10.7)	—				—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 総括表とは、機能保全計画の概要 (①施設現況調査、②施設機能診断調査、③施設機能診断評価及び④機能保全対策) を一枚にまとめた表であり、通常、機能保全計画の1ページ目 (表紙の次のページ) に掲載されているものである。

3 梯川右岸排水機場、梯川右岸第2排水機場、宗座排水機場、得橋排水機場及び河田排水機場に係る機能保全計画。

4 「調査した機能保全計画数」の計欄には、本表に記載している62計画のほか、長野県、島根県、岡山県及び福岡県が策定した機能保全計画のうち当該調査した計22計画の合算数を記載した。

5 ( ) 内は構成比である。



表 1-2-イ-⑦ 機能保全計画の内容が不適切な例

○ 機能保全コスト算定が誤っている例 ～愛知県（吉良揚水機場）の例～

【 1. 総括表の記載（抜粋）】

項目	シナリオ①（千円）	備考
①事業費(工事費)	285,379	当面必要な対策
②事業費(その他経費含む)	31,916	当面必要な対策
③維持管理費	—	
④更新及び対策費	109,940	将来必要な対策
⑤残存価値	29,274	
機能保全コスト	397,961	Σ(①+④) - ⑤

1. 総括表の機能保全コストの計算に誤り  
 (誤って、工事雑費(「②事業費(その他経費含む)」31,916千円を計上)  
 正しい機能保全コストは、  
 366,045千円

【 4. 機能保全対策の(3)機能保全コスト算定の記載（抜粋）】

対策時期	区分	区間又は設備	数量 (ヶ所、m)	対策工法	保全対策費用	現在価値 した対策 費用	検討期間 末の残存 価値	機能保全 コスト
2010	土木構造物	建屋	1式	対策工①	11,096	10,669	0	
		機械設備	1式	全面更新	142,400	136,918	0	
	施設機械設備	電気設備	1式	全面更新	124,200	119,418	0	
		水管理施設	1式	全面更新	19,110	18,374	0	
	計			296,806	285,379	0		
2025	施設機械設備	水管理施設	1式	全面更新	19,110	10,203	0	
2030	土木構造物	建屋	1式	対策工①	11,096	4,869	116	
		電気設備	1式	全面更新	124,200	54,499	1294	
	計			135,296	59,368	1,410		
2040	施設機械設備	水管理施設	1式	全面更新	19,110	5,666	1592	
2045	施設機械設備	機械設備	1式	全面更新	142,400	34,703	26272	
	施設機械設備	計			590,530	379,781	29,158	0
	土木構造物	計			22,192	15,538	116	0
		合計			612,722	395,319	29,274	366,045

1. 総括表に記載されている計算に誤りがあるため、  
 4. 機能保全対策に記載されているコストと一致していない。

(注) 1 当省の調査結果による。  
 2 「1. 総括表」及び「4. 機能保全対策の(3)機能保全コスト算定」は関係する部分を抜粋している。

表 1-(2)-イ-⑧ 施設機能監視計画が作成されていないもの、施設機能監視計画が作成されているが、その内容が不十分なもの

(単位：計画、%)

道府県名	調査した機能 保全計画数	施設機能監視 計画が作成さ れていないもの	施設機能監視 計画が作成さ れているもの	内容が不十分 なもの	内容が不十分な例 (主なもの)
北海道	5	0	5	5	・ 監視の留意事項、異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
宮城県	5	2	3	0	—
秋田県	5	0	5	5	・ 監視の留意事項が記載されていない。
山形県	5	2	3	1	・ 施設の一部について施設機能監視計画に相当する記載がない。
埼玉県	5	0	5	2	・ 監視の留意事項及び異常時の措置が記載されていない。
千葉県	6	0	6	1	・ 次回予定診断時期が記載されていない。
長野県	5	0	5	5	・ 異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
愛知県	5	0	5	0	—
石川県	2	0	2	2	・ 監視の留意事項、異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
三重県	5	0	5	5	・ 異常時の措置及び次回予定診断時期が記載されていない。
奈良県	3	0	3	1	・ 次回予定診断時期が記載されていない。
京都府	6	0	6	6	・ 監視の留意事項及び次回予定診断時期が記載されていない。
島根県	5	0	5	5	—
岡山県	5	4	1	0	—
福岡県	7	2	5	5	・ 異常時の措置が記載されていない。
大分県	5	3	2	0	—
宮崎県	5	1	4	4	・ 監視の留意事項及び次回予定診断時期が記載されていない。
計	84 (100)	14 (16.7)	70 (83.3)	47 (56.0)	— <67.1>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ( ) 内は、調査した機能保全計画数を 100 とした場合の構成比、< > 内は、施設機能監視計画が作成されている機能保全計画数を 100 とした場合の構成比である。

表 1-(2)-ウ-① 機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっているもの

(単位：施設、千円)

都道府県名	対策未実施施設 (注 2)	左記の施設の機能診断 及び機能保全計画策定 に要した費用 (千円) (注 3)	機能保全対策が未実施となっている原因・理由
山形県	41	9,602	・ 市町村及び改良区の事業費負担の関係上、対策工事が必要な施設を全て実施することはできないため(施設管理者との調整により施設に優先順位を付けて対策工事を実施する施設を選定している。)
千葉県	8	34,356	・ 当時診断した他施設より緊急度が低かったため ・ 実施事業の検討や地元調整を行っているため
長野県	2	428	・ 施設管理者の財政的理由のため
愛知県	1	2,442	・ 機能保全計画を策定中(平成 19 年度)、豊田市が受益地に大規模な開発計画を立案、一部着手し、今後は市が総合的な排水計画を立てることとなったため(機能保全計画は策定したものの、事業は取りやめることとなった。)
京都府	4	18,872	・ 負担金の準備、環境調査の期間等を勘案した結果 ・ 負担金調整のため
島根県	12	19,500	・ 限られた予算の中で対策実施箇所の選択と集中を図るため ・ 対策工事の事業採択に当たり、効果算定、土地改良法に定める手続等のため、機能保全計画策定後、必ず 2 年程度の期間が必要なこと
福岡県	4	3,257	・ 不具合発生による前倒し更新を行った施設との施工順位の入替えのため ・ 市負担金の平準化により施工順位の見直しのため
大分県	37	165,281	・ 管理する他の施設も含め今後一定程度期間の中で実施するべく事業化に向けて改良区と協議中
宮崎県	30	13,902	・ 対策工事に向け、地元調整中
計	139	267,640	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「対策未実施施設」には、次のものを計上した。

- i 機能保全計画に盛り込まれている対策時期を経過しているにもかかわらず、平成 24 年 8 月 1 日現在、機能保全対策が未実施となっている施設
  - ii 機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策時期が平成 24 年又は平成 24 年度となっているにもかかわらず、平成 24 年 8 月 1 日現在、24 年度内に機能保全対策を実施する予定とはなっていない施設
- 3 複数の施設に係る機能診断及び機能保全計画策定業務を一括して外部発注しており、1 施設当たりの費用が明確でないものについては、費用を施設数で按分して計上した。

**表 1-(2)-ウ-② 機能保全計画の策定に当たり、施設管理者等の関係者と合意形成を行っているとしているものの、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっている例**

都道府県名	内容																											
千葉県	<p>千葉県は、機能保全計画に基づく対策工事の実施に係る施設管理者等の関係者との合意形成について、次のとおり説明している。</p> <p>事業を実施するに当たり、地元との調整は非常に重要であることから、機能診断前に土地改良区に対して、調査実施の日程調整はもちろんのこと、負担する事業費についても、予想される事業費として必ず伝えている。</p> <p>さらに、機能保全計画の素案ができた段階で、土地改良区等の関係者による検討会を実施しており、次のような調整を行っている。</p> <p>i) 土地改良区等から、機能保全計画（素案）にある対策時期では、事業費が準備できないとの意見があれば、他の補修事業で一旦応急処置をしてからストックマネジメント事業実施を検討するなど、事情によって対策時期を変更する。</p> <p>ii) 機能保全計画（素案）にある機能保全対策の内容では施設管理者の要望を満たせない場合には、対策時期や対策工法を見直し、他の内容の対策を選定するといったことも考えられる。</p> <p>しかし、次表のとおり、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないものがみられるなど、このような関係者との調整の取組は十分なものとなっていない。</p> <p>表 機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が実施されていないもの</p> <table border="1" data-bbox="376 1059 1458 1532"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>機能保全計画で予定されている機能保全対策実施時期</th> <th>機能保全対策が未実施となっている原因・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大室水田線</td> <td>平成 22 年</td> <td>当時診断した他施設より緊急度が低かったため</td> </tr> <tr> <td>野毛平 1 号加圧機場</td> <td>平成 22 年</td> <td>当時診断した他施設より緊急度が低かったため</td> </tr> <tr> <td>弥富川</td> <td>平成 24 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>下総加圧機場</td> <td>平成 22 年</td> <td>当時診断した他施設より緊急度が低かったため</td> </tr> <tr> <td>大倉排水機場</td> <td>平成 21 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>東部用水路</td> <td>平成 22 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>清水堰</td> <td>平成 22 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> <tr> <td>勝浦ダム</td> <td>平成 24～27 年</td> <td>実施事業の検討や地元調整を行っているため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 機能保全計画のシナリオで予定されている対策工事実施時期が平成 24 年となっているものの、24 年度内に機能保全対策を実施する予定となっていない施設を含む。</p>	施設名	機能保全計画で予定されている機能保全対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由	大室水田線	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため	野毛平 1 号加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため	弥富川	平成 24 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	下総加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため	大倉排水機場	平成 21 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	東部用水路	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	清水堰	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため	勝浦ダム	平成 24～27 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため
施設名	機能保全計画で予定されている機能保全対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由																										
大室水田線	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため																										
野毛平 1 号加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため																										
弥富川	平成 24 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
下総加圧機場	平成 22 年	当時診断した他施設より緊急度が低かったため																										
大倉排水機場	平成 21 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
東部用水路	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
清水堰	平成 22 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										
勝浦ダム	平成 24～27 年	実施事業の検討や地元調整を行っているため																										

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-ウ-③ 機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっている例

都道府県名	内容															
<p>京都府</p>	<p>京都府が平成 23 年度末までに機能保全計画を策定した施設のうち、次表のとおり、機能保全計画で予定されている対策時期を経過しているにもかかわらず、機能保全対策が未実施となっているものが 4 施設（注 1）みられた。</p> <p>また、これら 4 施設に係る機能診断及び機能保全計画策定に要した費用は 18,872 千円（注 2）となっている。</p> <p>（注）1 機能保全計画に盛り込まれているシナリオで予定されている対策工事実施時期が平成 24 年又は平成 24 年度となっているにもかかわらず、24 年度内に機能保全対策を実施する予定となっていない施設を含む。</p> <p>2 複数の施設に係る機能診断実施及び機能保全計画策定業務を一括して外部発注契約しており、1 施設当たりの費用が明確でないものについては、費用を施設数で按分して計上した。</p> <p>表 機能保全対策未実施の施設名とその理由</p> <table border="1" data-bbox="376 685 1458 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 685 660 752">施設名</th> <th data-bbox="667 685 979 752">シナリオで予定されている対策実施時期</th> <th data-bbox="986 685 1458 752">機能保全対策が未実施となっている原因・理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="376 761 660 828">新庄頭首工</td> <td data-bbox="667 761 979 828">平成 22 年度</td> <td data-bbox="986 761 1458 828">負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 25～27 年の施行とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 837 660 904">上桂川統合堰</td> <td data-bbox="667 837 979 904">平成 22 年度</td> <td data-bbox="986 837 1458 904">負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 26～28 年の施行とした。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 913 660 981">巨椋池用水Ⅰ（吹前揚水機場）</td> <td data-bbox="667 913 979 981">平成 24 年度</td> <td data-bbox="986 913 1458 981">負担金調整のため</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 990 660 1057">巨椋池用水Ⅱ（パイプライン・水管橋）</td> <td data-bbox="667 990 979 1057">平成 24 年度</td> <td data-bbox="986 990 1458 1057">負担金調整のため</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 京都府の意見</p> <p>京都府は、機能保全計画に基づく機能保全対策に関する施設管理者等の関係者との合意形成について、「想定シナリオと事業費比較については、施設管理者（主に土地改良区）の役員レベルには相談しながら作成しているが、実際に工事費の一部を負担する各々の受益者に対しては、工事実施時の協議関係、仮設計画、補償交渉等の後に、詳細説明する場合もある。」としている。</p> <p>(2) 施設管理者の意見</p> <p>① 上桂川用土地改良区連合</p> <p>上桂川統合堰を管理する上桂川用土地改良区連合は、機能保全計画では対策時期が平成 22 年度とされているにもかかわらず、26 年度から機能保全対策を実施する予定としている。その理由について、次のとおり説明している。</p> <p>i) 京都府から、機能保全対策の実施は、上流にある蓼島統合堰及び新庄頭首工を優先して実施すると説明されたため</p> <p>ii) 同連合の管理する施設の区域内は、環境調査の必要性があるため</p> <p>② 巨椋池土地改良区</p> <p>巨椋池用水Ⅰ工区及びⅡ工区に係る施設を管理している巨椋池土地改良区は、機能保全計画では対策時期が平成 24 年度からとなっているにもかかわらず、同計画に基づく機能保全対策案を理事会に諮っておらず、実施の予定が立っていないとしている。その理由について、次のとおり説明している。</p> <p>i) 巨椋池用水Ⅰ工区の機能保全計画は、これまでの維持管理の実績から考えると必ずしも更新、補修を要するとは考えられないメーカー推奨の耐用年数に応じて更新、補修を行う計画となっており、多額の費用を要するシナリオとなっていること</p> <p>ii) 巨椋池用水Ⅱ工区の機能保全計画は、パイプラインの内部等を確認する 2 次調査まで実施した上での計画策定を京都府に要望していたが、予算の関係から 1 次調査（目視調査等）までの実施となったため、施設の老朽箇所等が具体的に把握されず、パイ</p>	施設名	シナリオで予定されている対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由	新庄頭首工	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 25～27 年の施行とした。	上桂川統合堰	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 26～28 年の施行とした。	巨椋池用水Ⅰ（吹前揚水機場）	平成 24 年度	負担金調整のため	巨椋池用水Ⅱ（パイプライン・水管橋）	平成 24 年度	負担金調整のため
施設名	シナリオで予定されている対策実施時期	機能保全対策が未実施となっている原因・理由														
新庄頭首工	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 25～27 年の施行とした。														
上桂川統合堰	平成 22 年度	負担金の準備、環境調査の期間等を勘案し、平成 26～28 年の施行とした。														
巨椋池用水Ⅰ（吹前揚水機場）	平成 24 年度	負担金調整のため														
巨椋池用水Ⅱ（パイプライン・水管橋）	平成 24 年度	負担金調整のため														

	<p>プラインの各部位について、メーカーが定める標準耐用年数を勘案し、平成 24 年度から 29 年度までの 6 年間で順次全面更新していくという多額の費用を要する計画となっていること</p> <p>同区では、平成 23 年度予算は、一般会計約 1 億 8 千万円、施設管理積立金 3,220 万円であることから、現在の機能保全計画どおりに巨椋池用水 I 工区及び II 工区に係る施設の対策工事を実施した場合、他の施設の故障等への対応が困難になるほか、組合員に対する多額の特別徴収を要することとなり、理事会等の了承を得られる内容ではないとしている。</p> <p>そのため、同区では、巨椋池用水 I 工区に係る施設については、機能保全計画を契機とした濃密な維持管理を実施、巨椋池用水 II 工区に係る施設については、全面更新によらずに既存施設の有効活用をしていくためにも、機能診断を再度実施し、2 次調査を行った上で長寿命化の方策を検討したいとしており、京都府に対して機能診断（2 次調査）の実施及び機能保全計画の再策定を要望している。</p> <p>また、同区では、機能保全対策実施のため、まず、必要事業費の節減のための維持管理での対応とともに、事業費負担金の捻出手法や他施設の維持管理や運営費との調整など全体的な運営管理を検討すべきとしている。</p>
--	---

(注) 当省の調査結果による。

表 1-(2)-ウ-④ 機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されているもの等

(単位：千円)

都道府県名	施設名	機能保全計画で予定されている機能保全対策の内容		実績			
		実施時期	内容	費用(千円)	実施時期	内容	費用(千円)
北海道	7丁目揚水機幹線	平成20～23年	開水路全面改修 サイフォン吐口補修	90,000	平成20～23年	開水路全面改修 サイフォン吐口補修	106,410
		平成23年	下記内容は、最適シナリオではないシナリオ②に記載されている ポンプ・電動機全体の分解 整備	4,175	平成24年	ポンプ・電動機の部分的な 分解整備	5,040
秋田県	強首揚水機場	平成22～23年	揚水機補修	102,000	平成22～23年	揚水機補修	106,410
山形県	熊出幹線用水路	平成21年度	1～3区間更新 4区間補強	3,791	平成21年度	1～4区間更新	4,200
		平成22年度	部分補修(30メートル) 機能保全計画には記載なし	18,094	平成21年度	部分補修(44メートル)	18,506
長野県	下堰	平成24年	張コンクリート水路工	80,456	平成23年	張コンクリート水路工	64,954
		平成23年	パイプライン更生	19,800	平成22年	送水管交換	1,050
愛知県	衣浦排水機場	平成24年度	ポンプオーバーホール等	48,300	平成23～24年度	ポンプオーバーホール等	40,478
		平成22年度	ゲートの補修・修繕	54,500	平成22～24年度	ゲートの補修・修繕	110,000
岡山県	香々美ダム	平成23年度	バルブ更新	43,200	平成23年度	バルブ補修	13,850
		平成22年度	責任放流バルブ補修	9,630	平成23年度	責任放流バルブ更新	26,880
福岡県	P-1(荒木)	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,332	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,603
		平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	12,767	平成22年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,993
		平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	8,798	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,715
		平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	12,757	平成22年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,915
		平成23年度	ポンプ施設更新、上屋補修	5,449	平成22年度	ポンプ施設更新、上屋補修	3,690
	三根西P-1(城島)	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,311	平成21年度	ポンプ施設更新、上屋補修	14,369

城島中部P-2 (城島)	平成 24 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,017	平成 23 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	7,822
城島南部P-11 (城島)	平成 21 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	12,127	平成 22 年度	ポンプ施設更新、上屋補修	10,158
下田・芦塚加圧ポンプ (城島)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	16,642	平成 22 年度	ポンプ施設更新	19,908
P-8 (三猪)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	9,900	平成 23 年度	ポンプ施設更新	9,632
P-9 (三猪)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	5,300	平成 23 年度	ポンプ施設更新	5,273
P-22 (三猪)	平成 22 年度	ポンプ施設更新	12,200	平成 23 年度	ポンプ施設更新	13,285
昭和宮三幹線	平成 21 年度	頭首工補修	3,342	平成 21～22 年度	頭首工補修	10,000
大分県						

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成 23 年度未までに機能保全計画策定済みの施設のうち、平成 24 年 8 月 1 日現在、機能保全計画の内容と異なる機能保全対策が実施されているものを記載した。



表 1-(2)-ウ-⑤ 機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策が実施されている例

都道府県名	内容																												
京都府	<p>京都府が平成 23 年度末までに機能保全計画策定した 7 施設のうち、平成 24 年 8 月 1 日現在、機能保全計画で算定されているコストと異なる費用により機能保全対策を実施されているものが、次表のとおりみられた。</p> <p>表 機能保全計画で算定されているコストと異なる費用による機能保全対策の実施状況</p> <table border="1" data-bbox="352 454 1474 689"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="3">機能保全計画の内容</th> <th colspan="3">実績</th> <th rowspan="2">計画と実績が異なった原因・理由</th> </tr> <tr> <th>実施時期</th> <th>内容</th> <th>費用(千円)</th> <th>実施時期</th> <th>内容</th> <th>費用(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓼島頭首工</td> <td>平成 22 年度</td> <td>ゲートの補修・修繕</td> <td>54,500</td> <td>平成 22～24 年度</td> <td>ゲートの補修・修繕</td> <td>110,000</td> <td>土木工事（仮設工事等）に関する詳細な現場調査に基づく工事計画の変更等</td> </tr> </tbody> </table> <p>京都府は、頭首工はその性質上、工事の影響を直接受ける施設周辺の地域と施設の受益地とが一致していないが、機能保全計画策定段階では、対策工事について、受益者との調整しか行っておらず、施設周辺の地域住民との調整を行っていなかったためとしている。</p> <p>そのため、同府では、平成 22 年度に、実際に工事に使用する図面作成や見積り等を行う実施設計に着手した際に初めて地域の住民と機能保全対策に係る調整を実施したところ、次の 3 点の地域独自の事情が判明したため、機能保全対策の実施時期が延長となり、対策費用も増加したとしている。</p> <p>① 非出水期（10 月～5 月）に工事を実施する必要があるが、1 年度当たりの工事実施が可能な期間が短くなった結果、工事実施期間を延長する必要性が生じたこと</p> <p>② 工事実施期間が延長となったことによって、仮設道路の供用期間が延長され、維持修繕等に係る費用が増加したこと</p> <p>③ 工事用の仮設道路として想定していた箇所は、地域住民が、木の伐採等を行わないと取り決めていた箇所であったため、仮設道路を想定箇所より遠回りとなる別のルートに変更する必要性が生じ、仮設道路設置に係る費用が膨らんだこと</p> <p>京都府では、今後、機能保全計画を策定する際、施設の所在地域の住民との調整も踏まえて実施したいとしている。</p>							施設名	機能保全計画の内容			実績			計画と実績が異なった原因・理由	実施時期	内容	費用(千円)	実施時期	内容	費用(千円)	蓼島頭首工	平成 22 年度	ゲートの補修・修繕	54,500	平成 22～24 年度	ゲートの補修・修繕	110,000	土木工事（仮設工事等）に関する詳細な現場調査に基づく工事計画の変更等
施設名	機能保全計画の内容			実績			計画と実績が異なった原因・理由																						
	実施時期	内容	費用(千円)	実施時期	内容	費用(千円)																							
蓼島頭首工	平成 22 年度	ゲートの補修・修繕	54,500	平成 22～24 年度	ゲートの補修・修繕	110,000	土木工事（仮設工事等）に関する詳細な現場調査に基づく工事計画の変更等																						

(注) 当省の調査結果による。